

障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

—教育委員会にたいする1970年度アンケート調査をもとに—

田 中 昌 人

西 信 高

広 川 律 子

「養護学校等については設置の促進と設備の充実に図り、もって義務制の完全実施を行なうとともに、その教育内容および方法についても刷新改善し、これに対応する教職員確保と待遇の改善に努めること。」(1971年5月20日。第65回国会参議院内閣委員会「文部省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」全会一致)

「教育の機会均等は、憲法第26条に明記されている。

しかるに、学校教育法第23条に規定された病弱児童の就学猶予または免除の規定により、教育を受ける意欲に燃えた数多くの重度心身障害児が、その機会をそう失し、また保護者においても教育を受けさせる義務が著しく阻害されていることは、まことに遺憾である。

よって政府においては、すべての重度心身障害児についても、その教育を受ける機会が均等に保障されるよう、行政的措置はいうまでもなく、財政的措置においても万全を期して強く推進されることを要望する。」(1971年10月6日。京都府議会9月定例会「教育の機会均等推進に関する意見書」全会派賛成)

I 調査の目的

最近10余年間に、特殊教育が一定の振興をしたといわれるなかで、逆に就学免除率が高まっている。¹⁾²⁾³⁾⁴⁾要因のひとつに、障害児の判別と適正就学指導に考えるべきものがあるのではないか。この点を1970年度における教育委員会の判別委員会活動の実態をもとに考察するのが本報告の目的である。

- 1) 文部省編、「わが国の教育のあゆみと今後の課題《中央教育審議会中間報告》」大蔵省印刷局、1969。237～242頁。
- 2) 東京都教育委員会、「東京都の教育行政の課題」、1969。116～129頁、203～219頁。
- 3) 八木三郎、「障害児教育からはずされる子どもたち——中教審答申『特殊教育の積極的な拡充整備』の問題点(上)(中)(下)」文化評論、1971年8月号 71～84頁、1971年9月号 74～82頁、1971年11月号 135～147頁。
- 4) 一定の振興をしたとはいえ、義務制になった盲学校、聾学校もそれぞれ在学率は1970年5月で42.3%、70.0%とここ10年来頭打ちであり、義務制になっていない病弱・虚弱児は8.5%、肢体不自由児は56.4%、精神薄弱児は41.7%の在学率である。これに治療教育がおこなわれている言語障害児4.9%、情緒障害児0.8%を加えると総合した障害児の在学率は30.8%である。

教育委員会を調査対象としたのはつぎの理由による。すなわち、教育委員会の職務権限を示す地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第4項に「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること」となっており、さらに文部大臣又は都道府県教育委員会の指導・助言及び援助を示す同第48条第2項の5には「生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること」とある。これに従って市特別区町村の教育委員会は学校保健法によって就学時の健康診断を行い（第4条）、障害児などに対しては「健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第22条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校聾学校若しくは養護学校への就学に関し、指導を行う等適切な措置をとらねばならない」（第5条⁵⁾）のである。

Ⅱ 調 査 の 手 続 き

1. 方法 アンケート調査方式で、その記入を下記の都道府県市特別区教育委員会あてに、郵送で依頼した。

2. 期間 1970年9月15日～11月15日

- 5) これに関しては一応義務教育になっている盲教育・聾教育のばあいが参考になる。そこでは適正な判別をするために心がけるべきこととして、文部省初等中等教育局長と同体育局長から各都道府県教育委員会あて「盲者・聾者等の就学の適正な措置と指導について」つぎのような通達がだされている。（文初特第435号、昭和38年12月23日）

「学齢児童または学齢生徒であって盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）または聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）である者については、学校教育法の規定により保護者は盲学校または聾学校の小学部または中学部に就学させる義務を負っております。また、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会は、その区域内に住所を有する盲者または聾者である就学予定者および学齢児童または学齢生徒について都道府県教育委員会に通知し、都道府県教育委員会はこれらの者について盲学校または聾学校に就学させる措置をすみやかに講じなければならないことになっております。

しかしながら、保護者の無理解、盲者または聾者の判別の不適正、就学猶予または免除の措置の不適正、事務処理の不徹底等のため、なお一部の該当者が不適切に不就学のままに放置されまたは小学校もしくは中学校へ不適正な就学をしている事態もあるやに聞き及んでおります。このような事態は、憲法・教育基本法等の精神からも、また本人の幸福の上からも遺憾なことであります。ついては、すみやかにこのような事態を解消するため都道府県教育委員会におかれては、法令の規定および関係諸通達および下記の事項に留意して、盲者および聾者の就学の適正な運営をはかるとともに、管下市町村教育委員会に対する指導をいっそう徹底され、就学事務の履行に遺憾のないよう格段の御配慮を願います。なお、精神薄弱者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む。）等については、いまだ養護学校への就学義務を課することが施行されておきませんが、これらの者の養護学校への就学または特殊学級への編入についても、できるだけ適切な指導が行なわれるようあわせてお願いします。（中略）

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において判別の疑わしい者、就学猶予または免除にどうかの判定が困難な者について、専門医、心理学者、教育者等の専門家、盲・聾・養護学校の校長・教員・教育委員会の職員等からなる審査機関を設けるなど、専門家等の意見を聞き、その判別を書類または精密検査によって審査したうえ、市町村教育委員会に指導および助言をすることが望ましいこと。

（参考）関係通達 (1) 学校教育法施行令の制定について（28.11.7文総審第118号）(2) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の制定について（32.12.21文初財第615号）(3) 義務教育諸学校における不就学および長期欠席児童生徒対策について（30.9.30文初中第371号、厚文児第188号、収婦第44号）(4) 就学時の健康診断の実施について（33.11.21文体保第166号）(5) 学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について（37.10.18文初特第380号）」

3. 対象

- 1) 全国46都道府県委員会（沖縄県は別に調査をすることとして今回は省く）
- 2) 次の内容をもつ160市・特別区教育委員会
 - ① 特徴的ともおもわれる都道府県下の市教育委員会
 - i 1969年度現在、養護学校設置数の多い群馬、大分県下の22市教育委員会
 - ii 1969年度現在、特殊学級充足率の高い富山、香川県下の14市教育委員会
 - iii 1969年度現在、特殊学級充足率の高くない和歌山、鹿児島県下の21市教育委員会
 - ② 和歌山をのぞく（①のiiiにふくまれたため）近畿地方5府県下の63市教育委員会
 - ③ 東京都下の40市・特別区教育委員会

4. 調査項目

判別委員会の実態と就学猶予・免除にたいする対策の実態を明らかにすることを目的として、表1・表2にしめす調査項目を作成し、アンケート用紙とした。

Ⅲ 調査の結果 1

1. アンケートの回収状況

アンケートの回収状況を表3に示す。都道府県教育委員会は46都道府県中37都道府県から回答を得（回収率80.4%）、市区教育委員会は160市・特別区中105市区から回答を得た（回収率62.8%）。後者の内訳をみると、特殊学級充足率の高い、あるいは養護学校設置数の多い県の市教育委員会は、他の府県の市・特別区教育委員会より回収率がやや高い。なお、京都、滋賀県内の各市教育委員会については、将来の研究計画における必要性から電話で重ねて回答を依頼した。

2. 判別委員会設置の有無と役割、条例・規約の有無および構成員について（調査票Ⅰ—1—

①～Ⅰ—1—④、1—5および本論文の表4・5を参照⁶⁾

1) 都道府県教育委員会

i) 判別委員会設置の有無と役割

46都道府県教育委員会で判別委員会を設置しているのは、回答のあった37県中、表4に示す12県（32.4%）である。それらの設置年度は文部省によって特殊教育推進地区が設けられ、心身障害児の判別と就学指導の講習会がおこなわれた1967年度以降であった。

6) 1971年5月19日の参議院内閣委員会で上田哲議員の質問に対し政府説明員は16県に判別委員会があり、市町村段階までふくめるとそれは526ヶ所になるとのべている。本調査では県段階で12、市・特別区段階では629ヶ所をえている。

以後、用語などの約束として、県とは都道府県を、市とは市・特別区を、設置県あるいは設置市とは判別委員会設置12府県あるいは72市・特別区を、未設置県あるいは未設置市とは判別委員会未設置25都道府県あるいは31市・特別区を、特記しないで%を用いるばあいは回収した37都道府県あるいは105市・特別区にたいする比率をしめす。なお、調査項目にたいする回答の傾向が設置のばあいと未設置のばあいで15%以上のひらきをもつばあいはそれぞれの%をとりだして記した。また、表5、6、8、9には紙教の関係で上記「3.対象」のうち2)に関連するもののみを掲げた。1)については表を省略して主たる傾向を前記の約束で本文中に記した。

京都大学教育学部紀要 XVIII

表 1. アンケート項目 1

貴教育委員会判別委員会について

下記の質問に御教示願います。

なお、御送付いただいている資料に、質問事項の回答に該当する場合、その旨お知らせ下されば結構です。

なお、選択項目につきましては、該当するものに○印をおつけ願います。

I 判別委員会について

1. ① 貴教委に、特殊児童・生徒の就学に際して判別を行なう組織がありますか。

1. ある () 年度より設置されている
2. ない ・() 年度より設置する予定
・今のところ設置する予定はない

② 判別委員会がない場合、実際には業務をどのようにおこなっておられますか。

1. 市町村教委に任せている
2. 各学校に任せている
3. その他 ()

③ 判別委員会あるいはそれに代わるものがある場合、条例または規約を教えてください。

④ 判別委員会の構成員にはどのような人が含まれていますか。

小児科医 () 名	該当児の父母 () 名
精神科医 () 名	福祉事務所職員・所長 () 名
整形外科医 () 名	児童相談所職員・所長 () 名
心理判定員 () 名	婦人児童関係課職員・課長 () 名
保育所職員・園長 () 名	教育委員会担当職員・指導主事 () 名
児童福祉施設職員・園長 () 名	教育学者 () 名
幼稚園教諭・園長 () 名	心理学者 () 名
小・中・養護学校教諭・校長 () 名	その他 () 名
	計 名

2. 次の特殊教育機関に入学（入級）するばあい、貴判別委員会ではどのような基準を用いておられますか。

- ① 1. 精神薄弱特殊学級 3. 盲 学 校 5. 肢体不自由養護学校
2. 精神薄弱養護学校 4. 聾 学 校 6. 盲・聾養護学校の重複障害児学級
- ② また、入学（入級）決定の際、I Q 40～49及び I Q 39以下の精神薄弱児の措置はどうされていますか。

I Q 40～49のばあい――

I Q 39以下のばあい――

3. 判別についての医学的・心理学的諸検査の費用は誰が負担しますか。

1. 私 費 2. 公 費 3. その他 ()

4. ① 特殊教育機関（特殊学級、盲・聾・養護学校）に入学（級）するための判別は年に何回、どのような時におこなわれますか。

- ・年 回
- ・どのような時に――

② 普通学級の担任から受持の児童・生徒について、特殊学級、養護学校へ入学（級）の要望があったばあいどうされていますか。

1. 学校に任せている。
3. 市町村判別委員会で判別する
2. 県教委判別委員会で判別する
4. その他 ()

③ 貴判別委員会の事業計画と、それに対する今年度の計上予算額をお知らせ下さい。

・事業計画 ・計上予算額 円

5. 現在、貴県下の市町村に、判別委員会は何ヶ所設置されていますか。 (ケ所)

表 2. アンケート項目 2

Ⅱ 就学猶予・免除について

現在、教育制度改革期にあたりますので、1970年度を中心とした実数をうかがいます。実数が見つめない点につきましては、その理由などを御教示下さい。

1. 1970年度学齢簿作成に際して、就学猶予、免除の措置を行なった児童・生徒数をお知らせ下さい。

猶予	名	免除	名
----	---	----	---
2. 過去5年間に就学猶予・免除の措置をおこなったものの人数をお知らせ下さい。

1965年度	名	1966年度	名	1967年度	名	1968年度	名	1969年度	名
--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---
3. 就学猶予・免除の措置の基準の相異点はどこにおいておられるのでしょうか。
4. ①イ 就学免除の措置を受けた者の免除取り消し請求は過去5年間に何名ありましたでしょうか。
 () 名
 ロ その人たちのIQおよび病名などをお知らせ下さい。
 ②イ 1969年度に、就学猶予・免除取り消し請求は何名ありましたか。

猶予 () 名	免除 () 名
ロ 実際に取り消したものの人数	猶予 () 名 免除 () 名
ハ 取り消し後、実際に就学したものの人数	猶予 () 名 免除 () 名

 ニ (イ、ロ、ハ) の人たちのIQ、病名などをお知らせ下さい。
 ③ 来年度、入学(級)期に、就学猶予・免除の取り消し請求があったばあい、どのように措置される予定ですか。
5. 就学猶予・免除となったもののために、判別後判別委員会として、1970年度において次の機関にはたらきかけをしておられますか。
 ① 市町村教委に対して

イ. 教科書無償配布	ハ. 社会教育活動参加の呼びかけ	ホ. その他
ロ. 学校行事参加の呼びかけ	ニ. 家庭訪問	

 ② 児童相談所へ名簿を提出されていますか。 (1. はい 2. いいえ)
 ③ 福祉事務所へ名簿を提出されていますか。 (1. はい 2. いいえ)
 ④ 民生行政との話しあいの場がありますか。 (1. はい 2. いいえ)
6. 医療機関・児童福祉施設にいる学齢該当児の問題についてうかがいます。
 貴教委管内に下記の施設がありますか(あるものに○印)。あるばあいそこに入院(所)中の者に対して教育行政としてどのようなはたらきかけをされていますか。

イ. 一般病院(慢性疾患で長期入院中の学齢該当児)	ホ. 精神薄弱児施設重度棟(学齢該当児)
ロ. 精神病院(学齢該当児)	ヘ. 重症心身障害児施設(学齢該当児)
ハ. 精神薄弱児通園施設(学齢該当児)	ト. その他、新しい試みの医療機関・児童福祉施設(学齢該当児)
ニ. 精神薄弱児施設(学齢該当児)	
7. 貴教委管内で、障害の重い、あるいは重複している学齢該当児に、教育の機会均等について、何か新しい試みをしてられましたらお教え下さい。あるいは今後の計画として考えておられることなどお知らせいただければ幸甚に存じます。

御協力ありがとうございました。上記の御回答について、更に、電話でおうかがいする場合もあるかと存じますので、その連絡方法についてお知らせ下さい。

電 話 () () () 内線 () 番
 担当部署 ()
 お 名 前 ()

京都大学教育学部紀要 XVIII

表 3. アンケートの回収状況

教 育 委 員 会			依 件 数	回 件 数	回収率 (%)	1968年度特殊 学級充足率(%) ⁷⁾		
						小学校	中学校	
1) 都道府県教育委員会			46	37	80.4	73	57	
2) 市区教育委員会			160	105	62.8	—	—	
2) の 市 区 教 育 委 員 会 の 内 訳	①	i	群 馬 県	11	8	72.7	82	46
			大 分 県	11	9	81.8	59	60
		ii	和歌山県	7	3	42.9	53	36
			鹿児島県	14	10	71.4	63	46
		iii	富 山 県	9	7	77.8	89	83
			香 川 県	5	4	80.0	96	74
	②		滋 賀 県	6	5	83.3	65	47
			京 都 府	6	6	100.0	83	72
			奈 良 県	8	5	62.5	67	52
			大 阪 府	22	17	77.3	93	78
			和歌山県	前 掲	前 掲	前 掲	前 掲	前 掲
			兵 庫 県	21	14	66.7	86	73
	③		東 京 都	40	17	42.5	76	70

表4. 判別委員会設置の有無について

設置年度など		県段階で の設置数	1970年現在都道府県内における市区町村段階での 判別委員会設置数— () 内はその数—							
			1～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70
設 置 年 度	1967年	2	石川 (2)		福井 (12)					
	1968年	6	滋賀 (5) 奈良 (1) 徳島 (3)	富山 (6)	香川 (11) 高知 (14)					
	1969年	2				岩手 (29)		静岡 (14)		
	1970年	1					兵庫 (36)			
	不 明	1					大阪 (32)			
	合 計	12								
設 定 有 予 り	1970年	2			長崎 (11) 岡山 (18) 山口 (26)	大分 (30)				
	1971年	3			山梨 (18) 広島 (21)		京都 (38)			
	1972年	3	愛知 (4)		山梨 (18) 広島 (21)					
設置予定無し		11	新潟 (1) 長野 (3) 和歌山 (4)	愛媛 (6)	群馬 (14) 福島 (15) 鹿児島 (13)	熊本 (29)	埼玉 (32)	東京 (50)		北海道 (63)
不 明		6		島根 (6)	青森 (14) 山形 (22)					
合 計		25	(市区町村段階の合計は629)							
アンケート未回収県		9	(秋田・宮城・神奈川・茨城・岐阜・三重・鳥取・佐賀・宮崎)							

7) 文部省初等中等教育局特殊教育課編、「昭和43年度特殊教育資料」, 文部省初等中等教育局特殊教育課, 1968. 18～19頁. なお, 1970年 5月1日現在の諸資料は同課編「特殊教育資料」, 1971. を参照。

表5をみると、県段階の判別委員会は養護学校の多い県より少ない県の方が、また特殊学級の充足率の低い県より高い県の方が多く設置されているという傾向もうかがえる。

この都道府県教育委員会の判別委員会は、市町村教育委員会から判別上の問題をもちこまれたときに活動するという方針において共通している。すなわち、「判別よりも診断が主で、この結果、市町村で判別をしている」（奈良県）、「入級児童の判別は市町村教育委員会に設置されている判別委員会で行ない、府立特殊教育諸学校においては障害ごとに合同入学選抜を実施」（大阪府）、「市町村教委は、心身障害児のうちの判別の困難な者のみ、別紙の『判別個人記録票』を作成して、別紙様式により県教委あて判別を依頼する」（滋賀県）などの回答にみられるように、判別の実際は市町村教育委員会がおこなっている。判別委員会を設置していないのは25県（67.6%）であり、うち8県（32.0%）が1972年度中に設置を予定している。判別委員会がないばあいの判別機関は25県中23県（未設置町の92.0%）が市町村教育委員会か各特殊教育諸学校にその業務を委任している。他に「特殊教育センターで行なう」（千葉、愛媛県）、「県教委指導主事が行なう」（埼玉県）ものもある。なお、この項目の無回答はない。

ii) 条例・規約などの有無

判別委員会を設置していても条例をもつ県はなく、規約、要綱、規則などによっているのが8県（設置県中の66.7%）である。なお、それらのない県と無回答とをあわせると29県（78.4%）になる。

iii) 判別委員会構成員

記入があったのは15県（40.5%）である。内訳は設置県12県の全部と未設置県3県（未設県中の12.0%）で、構成員は精神科医、整形外科医、心理判定員、養護学校及び特殊学級教諭・校長、教育委員会担当職員・指導主事、児童相談所職員・所長などが中心である。医師として小児科医・精神科医・整形外科医の3者がいるところは、設置県では福井、静岡、大阪、奈良、兵庫、高知の6県（設置県中の50.0%）であり、未設置県では新潟県（新潟県心身障害児判別指導協議会）である。また、構成員に児童相談所の職員・所長以外に、児童福祉施設の職員・園長をいれているのは富山、静岡県で、その他の就学前の教育・児童福祉機関、福祉事務所の関係者はほとんど構成員となっていない。父母組織の代表も同様である。なお調査項目にふくめなかったが、教職員労働組合の代表については、「その他」の欄にも記載がなく、構成員にいないようである。⁸⁾

2) 市・特別区教育委員会

i) 判別委員会設置の有無と役割

判別委員会を設置しているのは、表5にみられるように回答のあった105市（回収率62.8%）中、72市（設置率70.0%）で、県段階の12県（32.4%）と比較すると設置率は2倍である。

8) ユネスコにおける特別政府間会議でだされた「教師の地位に関する勧告」との関係でこんご検討が必要である。

表5. 市区判別委員会設置の有無と役割，規約の有無と構成員について（調査票Ⅰ－1－①からⅠ－1－④まで参照）

[illegible]

主註：ゴザ数字の個所はその県の判別委員会の回答をいれるとすればその個所に県段階の1という数字がはいることとをします。

しかし、富山、京都府のように回収数にたいする設置率が50.0%をこえていないところ、滋賀県のように皆無のところもある。奈良県では県教育委員会からの回答より市教育委員会からの回答の方が、市段階の判別委員会の数が多く報告されている。なお、これら市判別委員会のうち55市（設置市中の76.4%）が、文部省による特殊教育推進地区がもうけられはじめた1967年度以降の設置であること、未設置市中の半数は1972年度中に設置予定であることなどは県段階の傾向と共通している。

ii) 条例・規約などの有無

県段階では判別の業務を市町村段階に委任していたが、それをうけた市段階で条例・規約をもっているのは32市(30.5%)と、県段階の8県(21.6%)よりやや高い。条例は兵庫県加古川市と鹿児島県大口市の二市にある。これについて大阪府東大阪市では「条例化するには構成員の大半を一般人にしなければならないことと報酬の予算化とに困難がある。また条例化への過渡的なものとして、教育委員会規則によることが考えられるが、その母体となる市町村条例がないと規則化しえないため、規程・要綱などによることになっている。しかし条例にならないばあい、これは法的には申しあわせにすぎない」と指摘している。無回答も含めて、規程あるいは要綱もない73市(69.5%)のばあいは、特殊教育研究会関係者などの自主活動としての判別組織に委任している。また市の判別委員会がない場合は各学校へ業務を委任しているのが17市（未設置市中の54.8%）である。

iii) 判別委員会構成員

市・特別区段階の判別委員会の構成は県段階とことなり、心理判定員、養護学校・特殊学級関係者、教育委員会指導主事というように教育行政関係者が主で、それに精神科医が加わっている。この構成が約三分の二である。児童相談所関係者と小児科医は約三分の一に参加している。他の医師の参加は極めて少ない。これは県段階とはことなり精神薄弱の診断と勧誘・精神障害の除外が主な目的になっているためとみられる。県段階と共通しているのは、子どもの発達にとりくんできている父母、保育所・幼稚園・児童福祉施設関係者などの参加が少ない点である。これについて比較的多くの職種・階層が構成員に入っているのは兵庫県である。

3) ま と め

37県(80.4%)、105市(62.8%)からアンケートにたいする回答を得、そのうち12県(32.4%)、72市(70.0%)に判別委員会があることを知りえた。それらのほとんどのものが1967年以降の設置であり、また未設置個所の半数近くが1972年度中に設置の予定をもっている。判別の実際は、市町村教育委員会、各特殊教育諸学校に委任していることが多く、県段階は市町村からの依頼にこたえて診断・助言する役割をもっている。市段階は精神薄弱の診断中心のスタッフで構成されており、未設置市ではその業務は各学校に任されている。条例によらず、規約だけかあるいはそれもないところが大半であった。なお構成員に父母組織、教職員組合関係者は入っていない。

3. 特殊教育機関への入学・入級判別基準、指導方針、経費などについて（調査票Ⅰ－2－①～Ⅰ－4－③の項目および本論文表6参照）

1) 都道府県教育委員会

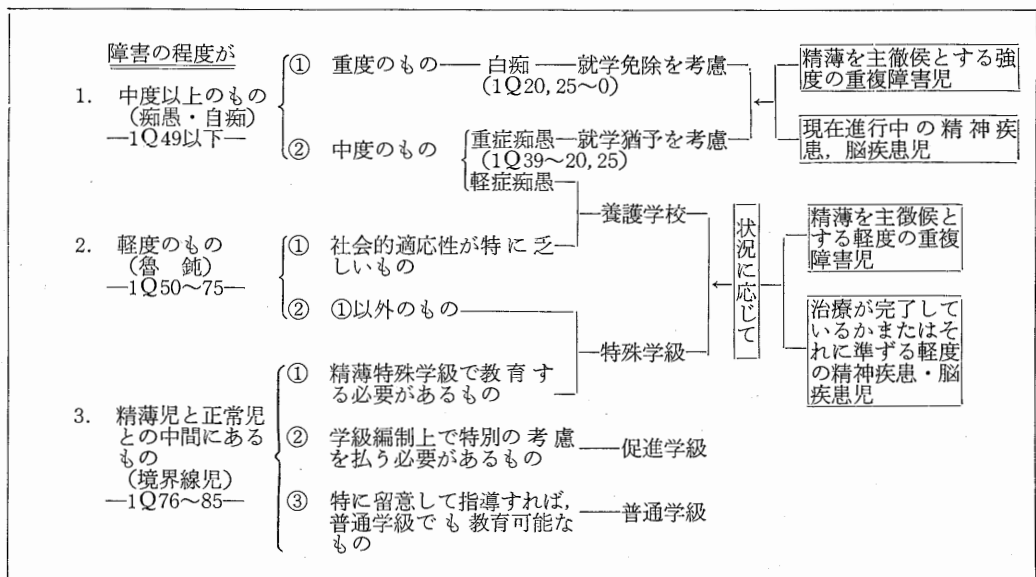
i) 判別の基準

判別の基準としては、「学校教育法施行令第22条の2」⁹⁾と、「文部省初等・中等教育局長通達第380号」¹⁰⁾のいずれか、あるいは両者を基準にしているところが12県（32.4%）である。県独自の基準をもっているのは、富山県（「富山県心身障害児判別規準」）と、京都府（「選考委員会で決定」）である。なお、これに関しては23県（62.2%）が無回答であり、そのうち設置県は6県（設置県中の50.0%）、未設置県は17県（未設置県中の68.0%）である。

ii) 判別の方針

i) に関連して精神薄弱児のばあい、図1のような措置図が慣用されているが、IQ40～49のものを特殊教育機関に就学させる方針をもっているのは13県（35.1%）である。

図1. 新しい判別基準とその教育的措置についての模式図¹¹⁾



また IQ 39以下のものについて特殊教育機関に入学させる方針をもつのは、設置県では福井県、未設置県では東京都、千葉、京都、和歌山県で、合計5県（13.5%）である。これらについて無回答は17県（45.9%）で、うち設置県は2県（設置県中の16.7%）、未設置県は15県（未設置県中の60.0%）である。IQ 39以下のものの教育を受ける権利を積極的に保障しようとする方針をもつ県として、京都府が「但し、この場合は、『京都府適正就学指導委員会』として、単に、判定・選別するものではなく、あくまでも障害児の教育権を保障することを目的とする」という姿勢をうちだしているのは注目される。

- 9) 学校教育法施行令第22条の2 法第71条の2の政令で定める盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	心 身 の 故 障 の 程 度
盲 者	1 両眼の視力が0.1未満のもの 2 両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾 者	1 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2 両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
精神薄弱者	1 精神発育の遅滞の程度が中度以上のもの 2 精神発育の遅滞の程度が軽度のもののうち、社会的適応性が特に乏しいもの
肢体不自由者	1 体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2 上肢の機能の障害が筆記することが不可能又は困難な程度のもの 3 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、6ヶ月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6ヶ月以上の医療又は生垣規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が6ヶ月以上の生活規制を必要とする程度のもの

- 10) 文初特第 380 号 (昭和37年10月17日) は各県教育委員会教育長・知事・学校長あてのもので「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置についてのべている。本報告に関係のふかい項目として 3, 8, 9 および<付>がある。

3. 精神薄弱者について

(1) 教育的措置 ⑦ 施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度の精神薄弱者は、養護学校において教育すること。ただし、就学する養護学校がないところにおいては、養護学校が設置されるまでの間、特殊学級において教育してもさしつかえないこと。施行令の表精神薄弱者の項において「精神発育の遅滞の程度が中度以上のもの」とは、痴愚、白痴程度の精神薄弱を、「精神発育の遅滞の程度が軽度のもの」とは、魯鈍程度の精神薄弱をそれぞれ指すものであること。ここでいう「白痴」とは、言語をほとんど有せず自他の意志の交換および環境への適応が困難であって、衣食の上に絶えず保護を必要とし、成人になってもまったく自立困難と考えられるもの、つまり知能指数(以下IQという。)による分類を参考とすれば25ないし20以下のもの、「痴愚」とは、新しい事態の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けによりようやく自己の身の事ながらを処理しうが、成人になっても知能年齢6, 7歳に達しないと考えられるもの(IQ20ないし25から50の程度)、「魯鈍」とは、日常生活にさしつかえない程度にみづから身の事ながらを処理することができるが、抽象的な思考推理は困難であって、成人に達しても知能年齢10歳ないし12歳程度にしか達しないと考えられるもの(IQ50から75の程度)をそれぞれ指すものであること。④ 施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度に達しない精神薄弱者は特殊学級を設けて教育すること。

(2) 判別にあたったの留意事項 上記(1)⑦および④に掲げる者の判別にあたっては、精神発育の遅滞の程度を明確にするための標準化された知能検査の厳密な実施と、生育歴および現在の心身の状態についての調査ならびに家族、友人、学校等本人の発達に影響をもつ環境の分析などを行なった上で、総合的見地から慎重に行なうこと。なお、その際には、児童相談所、教育研究所などとの連絡を密にするとともに、必要に応じ精神薄弱者の診断に経験を有する精神科医、その他の専門家の協力を得ること。また、なるべくこれら専門家を含む判別のための委員会を設けることが望ましいこと。(中略)

iii) 特殊教育機関への措置

普通学級から特殊教育機関への入学・入級手続きは設置・未設置県ともに、市町村判別委員会に委任している県が26県（70.3%）である。¹²⁾あわせて各学級にも判別を委任している県は17県（45.9%），うち設置県は3県（設置県中の25.0%），未設置県は14県（未設置県中の56.0%），である。

iv) 判別の経費

判別のさいの諸検査の経費は公費負担が15県（40.5%），うち設置県は7県（設置県中の58.3%），未設置県は8県（未設置県中の32.0%）で，父母負担は5県（13.5%），うち設置県では富山，香川県，未設置県では東京都，新潟，島根県の3県である。その他に「病院での諸検査の費用は私費」（山口県），「統一されていない」（静岡県）などがある。なお，未設置県では無回答が13県（未設置県中の52.0%）であった。

v) 判別回数・時期

判別委員会がおこなっている判別活動の回数は年間3回以内が19県（51.4%），うち設置県10県（設置県中83.3%），未設置県9県（未設置県中36.0%）である。無回答は14県（37.8%），うち設置県2県（設置県中16.7%），未設置県12県（未設置県中48.0%）である。

8. 二つ以上の障害をあわせもつ者について。

二つ以上の障害をあわせもつ者については，そのあわせもつ障害の種類，程度の軽重などを考慮して最も適切な教育的措置（盲学校，聾学校もしくは養護学校に就学させまたは特殊学級において教育するなど）を講ずること。

9. 就学の猶予または免除について

- (1) 視力，聴力等の機能の障害が治療可能な疾患によるもので，その治療に長期間を要するが，視力，聴力等の機能に相当の回復が望まれる者については，治療に専念することを必要とする期間 就学猶予を考慮すること。
- (2) 白痴，重症痴愚，重症の脳性小児まひ，現在進行中の精神疾患，脳疾患その他これらと同程度の高度の障害を有するか，または二つ以上の障害を有し総合するとその程度が高度になるものなど盲学校，聾学校または養護学校における教育にたえることができないと認められる者については，その障害の性質および程度に応じて就学の猶予または免除を考慮すること。

<付>

- (1) 精神薄弱者と正常者の中間にある境界線児（IQ75から85の程度）は，普通学級において留意して指導するかまたは学級編成につき特別の考慮を払うことが望ましいこと。なお，状況によっては，精神薄弱者を対象とする特殊学級において教育してもさしつかえないこと。
 - (2) 性格異常者のうち著しい反社会的行動傾向を示す者（反社会的行動が常習的となり，くり返し悪質な不良行為をなし，他の児童・生徒への悪影響がはなはだしいもの）は児童福祉法などによる措置にゆだねることが適当であり，また軽度の反社会的行動傾向または非社会的行動傾向を示すものは普通学級において留意して指導すること。
- 11) たとえば全日本精神薄弱者育成会の月刊誌「手をつなぐ親たち」（厚生省児童家庭局・文部省初等中等教育局監修）の1970年1月号 21～23頁参照。
 - 12) 普通学級から特殊教育機関への入学・入級については学校保健法施行規則第7条でつぎのようにのべている。「学校においては，法第6条第1項の健康診断を行ったときは，21日以内にその結果を（中略）通知するとともに，次の各号に定める基準により，法第7条の措置をとらなければならない。（中略）
5 養護学校への就学又は特殊学級への編入について指導と助言を行うこと」

表6 市区判別委員会における特殊教育機関入学（入級）の基準、指導方針、経費等について（調査票Ⅰ-2-①からⅠ-4-③まで参照）

[illegible]

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

入学(入級)のための判別活動回数	1 回	1	1	2	2	1	3	0	0	0	3	0	3	5	1	6	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	6	1	7	5	0	5	6	1	7	29	7	36		
	2・3 回	4	1	5	4	0	4	3	1	4	0	0	3	0	3	2	0	2	0	2	2	1	1	2	0	0	0	4	1	5	5	0	5	5	0	5	31	6	37			
	4 回以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	0	2	4	1	5			
	不 定	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	0	1	1	0	1	0	0	2	1	3	7	4	11			
	無 回 答	0	0	0	1	0	1	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	2	2	0	1	1	0	2	2	0	3	3	0	3	0	3	0	0	1	15	16			
入学(入級)のための判別の時期	定 期 的	3	2	5	6	0	6	2	1	3	3	0	3	8	2	10	2	1	3	0	3	3	1	1	2	1	0	1	10	2	12	2	2	4	13	1	14	51	15	66		
	必要に応じて	3	0	3	1	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	0	2	1	0	1	9	0	9	2	1	3	19	5	24		
	無 回 答	0	0	0	1	0	1	1	2	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	2	2	0	4	4	0	1	1	0	0	2	13	15			
事業計画 (重複回答 有)	判別活動 研究会・講習会 一般への啓蒙	3	1	4	4	0	4	1	0	1	2	0	2	3	0	3	2	0	2	0	1	1	1	2	3	1	0	1	3	0	3	4	0	4	7	0	7	31	4	35		
	無 回 答	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	5	2	7		
		0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2	0	2	8	0	8
		3	2	3	4	1	5	1	4	5	1	1	2	4	2	6	0	1	1	0	4	4	1	2	3	2	2	4	7	6	13	5	3	8	7	2	9	35	30	65		
		1																	1															2			3	2	5			
1970年度 予算(円)	500,001 以上																		0															1				6	0	6		
	200,001~500,000						1	1	1	1				1																				1								
	100,001~200,000													1		1																										
	50,001~100,000	1	1				1																			1		3	1	1					2			9	2	11		
	1~50,000	3	5				0				2		5														1		3	1		6		5				30	1	31		
無 回 答	ぜ ゃ	1		1										2	1								1												2		2	1	7	5	12	
		1	2	1	1	4	0	1	1	0										4				3	1	1		4	3	1	3	2	1				12	23	35			

註：ゴザ数字の個所はその県の判別委員会の回答をいれるとすればその個所に県段階の1という数字がはいることとをします。

判別の時期を定めておこなっている県が17県（45.9%）、うち設置県7県（設置県中58.3%）、未設置県10県（未設置県中40.0%）であり、12月から3月にかけておこなう県と、ある月を決めておこなう県とがある。無回答は前項と同じ傾向である。

vi) 判別委員会の事業計画

判別委員会の1970年度事業計画として判別・調査活動強化のための研究会・講習会を開催しているのが8県（66.7%）で、一般への啓蒙活動は2県がとりあげている。未設置県は無回答が23県（未設置県中92.0%）であり、講習会活動などを行っているのは愛媛、石川県である。

vii) 判別委員会の予算額

判別委員会設置12県中11県の計上予算額が明らかになった。50万円計上している県（静岡、大阪府）から5万円以下の県（岩手、富山県）までである。未設置県は無回答が24県（未設置県中の96.0%）で、「必要に応じて支給する」（大分県）がある。

2) 市・特別区教育委員会

i) 判別の基準

判別の基準に「学校教育法施行令22条の2」と「文初特通達第380号」をもちいているのは県段階の12県（32.4%）よりさらに少なく9市（8.5%）である。この通達は具体性に欠け、重複障害の扱いがなく、また実際の措置のさいには通学の保障や学校の有無・設備・条件が関与してくる上に、父母の同意をえる問題など具体的な場で基準化しにくい面のあることがうかがわれる。県段階の23県（62.2%）を上まわる82市（78.1%）が無回答である。

ii) 判別の方針

IQ 40～49のものを特殊教育機関に就学させる方針をとっているのは県段階の13県（35.1%）をややうわまわり53市（50.5%）である。IQ 39以下は大分、京都、大阪、兵庫、東京都内で考慮するばあいがあることをしめしている。県段階の5県（13.5%）よりやや多く、27市（25.7%）であるが、大分、兵庫県内のばあいは在学していないとうけとめられない（調査結果Ⅱ参照）。群馬、富山、香川、兵庫県内ではむしろ児童福祉施設対象として扱う傾向がつよい。滋賀県内では各市とも以上の判別基準についてはすべて無回答である。

iii) 特殊教育機関への措置

普通学級からの措置は県段階では26県（70.3%）が市町村教育委員会にまかせていたが、これをうけて53市（50.5%）が市町村教育委員会でその措置をすると回答している。これは設置50市（設置市中の69.5%）、未設置3市（未設置市中の9.7%）である。学校にまかせているのは35市（34.0%）で、設置20市（設置市中の28.0%）、未設置15市（未設置市中の48.4%）である。無回答は8市（7.8%）でいずれも未設置市である。

iv) 判別の経費

70市（66.7%）が公費負担であり、県段階の15県（40.5%）より高い。しかし障害が重いばあい市では判別そのものをうけとめないこととあわせてこの問題を考える必要がある。

v) 判別の回数・時期

判別活動の回数は年3回以内が県段階の19県(51.4%)に対して73市(70.9%), 時期も定期的が県段階の17県(45.9%)に対し66市(62.9%)あり, いずれもやや高く, 市段階の無回答は回数・時期とも15%前後と県段階より少ない。

vi) 判別委員会の事業計画

判別委員会の事業計画は判別活動が35市(34.0%)である他は無回答が多く65市(63.1%), うち未設置市では30市(未設置市中の90.9%)と県段階と同じ傾向をめている。一般への啓蒙をしているのは富山, 香川, 兵庫, 東京都内の一部である。

vii) 判別委員会の予算額

判別委員会の予算額は無回答が35市(30.5%), ゼロが12市(11.7%), 5万円までが31市(30.1%)で, 県段階と同じく予算は少ない。50万円以上の予算額をもつのは群馬県桐生市, 滋賀県大津市, 大阪市, 東京都葛飾区, 同世田谷区である。

3) まとめ

判別の基準は「学校教育法施行令22条の2」と「文初特通達第380号」が参考にされているが, 実際上の運用は受け入れ体制に規制されており, 県段階より市段階の方が基準化が困難なようである。各項目に無回答が多いが, 具体的な実施項目については市段階の方が解決の度が進んでいる。たとえば判別活動は定期化されつつあり, 経費の公費負担も進みつつある。しかし, 事業はどちらかというと判別の実務処理活動になっており, 予算もほとんど10万円以下である。この中で全般的傾向として障害の重い子どもを受けとめない傾向が行政慣例として顕在化しつつある。

4. 就学猶予・免除について¹³⁾(調査票Ⅱ-1~Ⅱ-7の項目および本論文の表7・8・9参照)

1) 都道府県教育委員会

i) 就学猶予・免除の措置数

表7に示すように, 1970年度就学猶予・免除の措置数について回答のあったのは19県(51.4%), 調査中が4県(10.8%)で, いずれも設置県である。無回答は9県(24.3%)ですべて未設置県である。しかしながら, 「一応報告があるが正確ではない。就学免除はこの数倍あると思う」(和歌山県)や, 「実数ではない」(山梨県)などの回答にみられるように, 措置数以外に就学猶予・免除措置の手続きをしていない在宅児童・長欠児童がかなりいるものと推測される。なお1967年度以降は「許可・認可等の整理に関する法律」(昭42法第120号)によって就学猶予・免除に関する事務が県教育委員会から市町村教育委員会に移譲されている。

13) これについては学校教育法第23条および学校教育法施行規則第42条ではつぎのようにのべている。「保護者が就学させなければならない子女で, 病弱, 発育不完全その他やむを得ない事由のため, 就学困難と認められる者の保護者に対しては, 市町村の教育委員会は, 監督庁の定める規程により, 前条第一項に規定する義務を猶予又は免除することができる」(学校教育法第23条)。「学齢児童で, 学校教育法第23条に掲げる事由があるときは, その保護者は, 就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては, 当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない」(学校教育法施行規則第42条)。

表 7 過去5年間の就学猶予・免除措置数など¹⁴⁾

判別委員会の有無	都道府県名	年度別就学猶予・免除措置数					過去5年間の取り消し請求件数	1969年度就学猶予・免除取り消し請求件数	実際に取り消した人数	取り消し後就学した人数 （猶予・免除）	左記の人たちの病名・IQ		
		1965年度	1966年度	1967年度	1968年度	1969年度						1970年度	
												就学猶予	就学免除
判別委員会設置県（12）	岩手	355	322	338	324	385	216	194	410	—	—	—	
	富山	不明	227	250	253	230	72	121	193	*	13	IQ30前後	
	石川	—	—	—	—	—	調	査	中	不	明	*	
	井岡	—	—	—	—	—	69	86	155	*	*	*	
	静岡	227	195	211	180	204	調	査	中	不	明	*	
	滋賀	—	—	—	192	184	121	138	259	*	*	*	
	大阪	991	884	828	810	846	調	査	中	調査中	調査中	調査中	
	兵庫	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	奈良	—	*	—	*	—	*	調	査	*	*	*	
	徳島	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	香川	—	—	—	—	—	—	—	63	—	—	—	
	高知	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
判別委員会未設置県（25）	北海道	1233	1164	1201	1143	1089	—	—	—	*	—	—	
	青森	—	—	306	280	329	198	161	359	—	—	—	
	山形	595	563	553	525	496	193	299	492	*	*	*	
	福島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	群馬	415	263	332	367	308	216	175	391	—	—	—	
	馬場	732	730	670	688	796	452	288	740	—	—	—	
	埼玉	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	千葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	中	調	査	中	調	査	中	調	査	中	調	査	

[illegible]

註：一は回答のないもの、*印は「市町村の所管にて不明」との回答である。

年度	区分	就学免除数	就学猶予数
	1965	9685	12698
	1966	9392	12638
	1967	9427	11676
	1968	9410	10999
	1969	9761	11180

14) 1971年5月19日の参議院内閣委員会で岩間正男議員の質問に対し、政府委員は就学猶予・免除の数を右のようにのべている。

表8 市区判別委員会における就学猶予・免除等について（調査票Ⅱ—1からⅡ—7まで参考）

[illegible]

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

児童相談所へ名簿提出	有	2	0	2	2	0	2	1	3	4	2	0	2	2	1	3	0	1	1	0	1	1	1	3	4	1	0	1	3	1	4	2	1	3	2	0	2	18	11	29
	無	4	2	6	6	1	7	2	1	3	1	1	2	6	1	7	2	0	2	0	4	4	1	1	2	2	2	4	8	5	13	9	2	11	13	2	15	54	22	76
福祉事務所へ名簿提出	有	1	1	2	4	0	4	1	2	3	1	1	2	2	1	3	0	1	1	0	2	2	1	2	3	1	0	1	4	0	4	6	1	7	5	1	6	26	12	38
	無	5	1	6	4	1	5	2	2	4	2	0	2	6	1	7	2	0	2	0	3	3	1	2	3	2	2	4	7	6	13	5	2	7	10	1	11	46	21	67
民生行政との話し合い	有	1	1	2	3	1	4	2	1	3	2	1	3	2	1	3	1	1	2	0	2	2	2	3	5	1	0	1	4	3	7	6	1	7	6	1	7	30	16	46
	無	5	1	6	5	0	5	1	3	4	1	0	1	6	1	7	1	0	1	0	3	3	0	1	1	2	4	7	3	10	5	2	7	9	1	10	42	17	59	
教育行政と かさねる努 力 (重複回答 有)	一般病院	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	6	5	11		
	精神病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	2	0	2		
	精神薄弱児通園施設	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	4	4	8		
	〃〃収容施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	2	0	2	0	2	1	0	1	6	3	9			
	〃〃重度棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2			
	重症心身障害児療育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	2	0	2	0	0	5	2	7		
	無回答	6	0	6	7	1	8	2	4	6	3	0	3	8	2	10	1	0	1	0	1	1	1	0	1	3	2	5	6	5	11	1	2	13	2	15	51	18	69	
重度・重複 障害児のた めの新しい こころみ (重複回答 有)	実態調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問教師派遣	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	0	4	3	1	4	11	2	13		
	重複障害児学級設置	0	1	1	4	0	4	1	1	2	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	8	0	8	4	0	4	24	3	27
	その他	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	0	1	2	2	1	3	1	0	1	7	6	13		
無回答	4	1	5	3	1	4	2	2	4	2	0	2	7	2	9	1	1	2	0	5	5	1	1	2	3	2	5	4	4	8	3	2	5	7	1	8	37	22	59	

注：ゴザ数字の個所はその県の判別委員会の回答をいれるとすれば、その個所に県段階の1という数字がはいることとをします。

ii) 就学猶予・免除措置に対する取り消し請求件数

表7のように就学猶予・免除措置に対する取り消し請求件数の過去5年間の実数は不明である。また、1969年度の就学猶予・免除取り消し人数の回答があったのは、富山、愛知、京都の3県(8.1%)であるが、それらは各県の就学猶予・免除児数の5~7%にあたっている。これについて富山県は、「この数値は県内児童福祉施設からの報告によるもののみである」といい、愛知県は「コロニー内養護学校へ入学」といい、京都府は「最近、養護学校へ入学した者が多い」とのべている。取り消し人数不明または無回答は31県(86.5%)で、不明の理由として「県・市町村教育委員会において判別指導のための予算および人が不足」(和歌山県)と指摘しているものもある。

iii) 就学猶予・免除の基準

就学猶予にするか、免除にするかをきめる基準については無回答が18県(48.6%)、うち設置県は5県(設置県中41.7%)、未設置県は13県(未設置県中52.0%)である。父母の申出によってというのが4県(10.8%)、医師の診断、2・3年で病気の回復する見込みがあるもの、文部省通達によるものというのがそれぞれ3県で、6県は市町村教育委員会にまかされているが、この中で和歌山県が全員猶予して免除はしない方針をとろうとしているのは注目される。

iv) 就学猶予・免除取り消し請求にたいする措置—ただし1971年度のばあい—にたいして—

市町村教育委員会や、医師・専門家の見解にまかせるというのが11県(29.7%)で、うち設置県は2県(設置県中の16.7%)、未設置県は9県(未設置県中の56.0%)である。具体的に回答のあったのは愛知県の「訪問教師を派遣する」である。なお、就学猶予・免除の取り消しを認めるように市町村教育委員会に指導しているのは3県(8.1%)で、福井県(設置県)は「就学猶予・免除をなくする方向で指導中」、京都府(未設置県)は「この事務は市町村教育委員会がおこなうものであるが、府教育委員会の方針としてはすべての子どもに教育の機会を保障するような指導をしている」、和歌山県(未設置県)は「できるだけ就学させる」という見解である。これに関して大阪(設置県)、新潟、東京都(未設置県)で就学猶予・免除児の実態調査をおこなっていると報告されている。なお、無回答は23県(62.2%)で、うち設置県は9県(設置県中の75.0%)、未設置県は14県(未設置県中の56.0%)である。

v) 就学猶予・免除児へのはたらきかけ—ただし1970年度のばあい—にたいして—

まず教科書無償配布が31県(83.8%)であり、うち設置県は8県(設置県中の53.3%)、未設置県は23県(未設置県中の71.%)である。しかし「希望者で、教育可能なもののみ配布」(大分県)という回答もあり、就学猶予・免除児すべてにたいして配布がおこなわれているかどうかは明確でない。学校行事への参加をよびかけているのは兵庫県、社会教育活動への参加をよびかけているのは青森、兵庫、広島、長崎の4県(13.5%)である。家庭訪問を実施しているのは11県(27.0%)で、うち設置県は5県(設置県中の41.7%)、未設置県は6県(未設置県中の24.0%)である。なお兵庫県はこれらのすべてを実施している。

また、関連行政機関との連携の状況をみると、民生行政との話し合いをしているのは12県（32.2％）であり、うち設置県5県（設置県中の41.7％）、未設置県は7県（未設置県中の28.0％）である。児童相談所・福祉事務所の両方に名簿の連絡をしているのは兵庫県である。なお無回答は21県（56.8％）である。

vi) 医療機関・児童福祉施設の学令該当児への教育行政からの¹⁵⁾はたらきかけ

一般病院と精神薄弱児施設では、施設内特殊学級・養護学校併設あるいは教員派遣などが考慮されている。しかし精神病院では新潟、東京の2県、精神薄弱児通園施設では神奈川県、精神薄弱児施設重度棟では埼玉、神奈川、福井の3県、重症心身障害児施設では福井県が施設内特殊学級のかたちで教員を派遣しているにとどまる。その他愛知県が「情緒障害短期治療施設併設学級の設置」、兵庫県が「県立こども病院開設、障害児のための県立の幼稚園開設」をあげている。ここでもすべての項目に無回答が17県（45.9％）あり、うち設置県は3県（設置県中の25.0％）、未設置県は14県（未設置県中の56.1％）である。

vii) 学令該当重度重複障害児の教育保障のための計画

訪問教師の派遣を実施あるいは予定しているところは16県（43.2％）で、うち設置県は7県（設置県中の58.3％）、未設置県は9県（未設置県中の36.0％）である。重複障害児学級の設置を予定しているところは18県（48.6％）あり、うち設置県は3県（設置県中の25.0％）、未設置県は15県（未設置県中の60.0％）である。

2) 市・特別区教育委員会

i) 就学猶予・免除の措置数

就学猶予・免除数は、これから各地での障害児の教育権保障運動の中ですすむ実態調査によってかなり訂正されていくものと考えられる。たとえば滋賀県大津市では12名となっているが、大津市障害児父母の会が日常活動の中で42名を把握している。¹⁶⁾しかもこれには市外の児童で市内にある精神病院や児童福祉施設に就学免除して収容されている数は含まれていない。大阪府高槻市の22名も実態調査で47名となっているなど、県段階で指摘されていたように、実数はいずれの自治体でもさらにふえるとみられる。とくに市部の就学猶予・免除数の合計数と県段階で把握している全体数との比率が人口比と較べて著しく低い群馬、和歌山県下の市部はその傾向が強くなる

15) これらに関して学校教育法第75条の2、児童福祉法第48条ではつぎのようにのべている。「小学校・中学校及び高等学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる」（学校教育法第75条の2）「養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ施設、虚弱児施設及び肢体不自由児施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない」（児童福祉法第48条）と。しかし昭和32年6月の精神薄弱児通園施設入園児に関する厚生省児童局通牒や昭和39年3月厚生省家庭児童局長通達第19号「重度精神薄弱児収容棟の設備及び運営の基準について」をみると入園のさいに就学猶予・免除が条件になっている。また児童福祉法第48条にふくまれていない他の施設にいる学令児については、結果的には教育行政から除外されている。昭和32年7月の文初第366号等はそれを合理化するのにつかわれている。

16) 京都大学医学部障害児問題研究会「大津市未就学児童の実態について」大津市医師会公衆衛生、No. 53. (1971.9.10) 7～17頁。

とみられる。市の規模でみると人口4～5万都市では、群馬県館林市の1人から滋賀県近江八幡市の31人までというひらきがある。人口20万都市および特別区では港区12人、大分市17人、高松市19人、台東区25人、渋谷区28人、富山市43人である。なお、京都市・神戸市・大阪市の実態はわからない。1970年度就学猶予・免除児はゼロと回答があったのは東京都千代田区、大阪府守口市、京都府宮津市である。これらについて詳細はわからないが、千代田区のばあい¹⁷⁾は、児童・生徒が少ない故かと考えられる。大阪府守口市は、その後幼児教室のとりくみで実際には10名をこえる就学猶予・免除児がいることが明らかにされている¹⁷⁾。京都府宮津市のばあいは、「調査の結果Ⅱ」でのべる与謝の海養護学校づくりの運動の成果とみられる。また一般に就学免除は猶予より少ないのであるが、富山では県・市段階とも就学免除数のほうが多い。

ii) 就学猶予・免除の取り消し——ただし1970年度のばあい——

就学猶予・免除とくに免除の取り消しは、過去5年間に105市のうち26市(25.2%)で97人が請求している。1970年度は1年間に11市(10.7%)で22人が取り消している。わずかに取り消し数増加の傾向がみられる。東京、大阪、兵庫、京都でそれほど多くないのは、養護学校建設が敷地難などですまないためである。過去5年の例でも群馬、富山、奈良などが10名以上取り消しているのは、養護学校や児童福祉施設が新設された年に集中している。

iii) 就学猶予・免除措置の規準

医師の診断によるとというのが46市(44.7%)、2・3年以内における病気などの回復の見込の有無によるばあいが28市(27.3%)、父母の申出によるとというのが19市(18.4%)、無回答が21市(20.4%)と、県段階で無回答が半数をしめていたのにくらべて具体性をもってきている。しかし、障害の重いばあい、教育は無理だということを本人・父母・医師に依存して決めている傾向は否定できず、判別委員会独自の教育的見解はまだ基準化されていない。ここで注目すべきは、大阪府東大阪市教育研究所が「医師の精密な診断の結果であっても、それは医学的診断であって、教育的診断ではない。——このようなことによって将来のある子ども達を不就学にしてよいものだろうか」とのべ、さらに「就学の猶予・免除を願い出たものに対して、その処理を行なう関係機関は基本的姿勢として、一人のもれるものもなく、いずれかの学校または施設に就学し、猶予・免除する必要がないという配慮のもとに、十分な調査・検査・審査を行ない、就学対策を講じなければならない。保護者の願い出書とともに提出される医師の診断書のみ頼ることなく、さらに判別委員会などの機関において綿密な精密検査を実施の上、就学先の調整とあいまって適正な措置を講じる必要がある」と提起していることである。これにもとづいて東大阪市教育研究所では障害の重い子どもたちの就学のためのところみを重ねている。大阪府高槻市、京都府教育研究所から²⁰⁾も発達保障をめざす実践報告がではじめている。

17) 守口市幼児教室「杉の子の1学期——1971年度——」, 守口市幼児教室, 1971. 37頁.

18) 東大阪市教育研究所「障害児の教育権を保障していく教育実践と教師の役割」研究紀要第54号, 1971.

19) 鴨井慶雄・高田禎三・藤本知近編「ともに育つ子ら」, 鳩の森書房, 1971.

20) 京都府教育研究所「障害児の発達保障とその指導に関する基礎的研究(Ⅱ)」教育研究第44号, 1971.

iv) 就学猶予・免除取り消し請求にたいする措置—ただし1971年度のばあい—
1971年度就学猶予・免除の取り消し請求にたいして、69市（67.0%）が「再判定し就学可能なら」と回答している。しかし「就学可能」の中味はあきらかでない。なお、無回答は21市（20.0%）で、県段階の23県（62.2%）より減っている。

v) 就学猶予・免除児へのはたらきかけ—ただし1970年度のばあい—
県段階と同じく教科書無償配布が67市（65.0%）でもっとも多く、富山、香川、滋賀県を除いた県の合計34市（33.0%）で家庭訪問がおこなわれている。学校行事と社会教育活動への参加のよびかけは14市（13.6%）でこころみられている。関連行政機関との連携の状況は、民生行政との話しあいをしているのは46市（44.7%）、児童相談所への名簿提出は29市（28.2%）、福祉事務所への名簿提出は38市（36.2%）である。

vi) 医療機関・児童福祉施設の学令該当児への教育行政からののはたらきかけ
このばあい父母のほとんどが学区外に居住しているためか、無回答が69市（65.7%）である。12市（11.4%）で精神病院や精神薄弱児施設重度棟、重症心身障害児施設の子どもたちに教育を保障する努力がみられる。なお養護学校や特殊学級の充足率が高い県内では分類処遇のため、かえってこれら機関にたいして教育行政側からのとりくみがみられないという傾向がある。

vii) 学令該当重度・重複障害児の教育保障のための計画
学級設置が27市（25.7%）、訪問教師制度が13市（12.6%）である。実態調査の計画はない。

3) まとめ

就学猶予・免除の受付数は市町村の判別委員会では把握しているが、県段階では十分掌握できていない。しかもその受付数は実数よりかなり少ない見込みである。就学猶予・免除の取り消しについては、その実態および重要性が十分把握されていない。京都、大阪の一部、和歌山、福井、東京都では免除措置をできるだけなくそうという方向で考えている。さらに1971年度にむけて取り消し請求がだされたばあい—どうするか—については、県段階の62.2%、市段階の20.0%が、本人の状況と受け入れ体制の有無に依存しながらも受けいれる方向で考えようとしている。就学猶予か免除かをきめる基準については、県段階では半数が無回答で、市段階では医師の診断・回復の見込み・父母の申出に依存している。就学猶予・免除者に対してのはたらきかけについては教科書の無償配布がもっとも多い。家庭訪問も実施されたしたが教育としてというよりは1度きりの訪問という程度にとどまっていることが多いようである。学校行事や社会教育活動への参加のよびかけは乏しい。また民生行政との連絡協議は少なく、相談を受けたばあいの斡旋という傾向にとどまっている。東大阪、高槻、京都では教育研究所が就学免除者に教育実験的にとりくんでいる。医療・福祉機関への教育行政からののはたらきかけは市町村段階では無回答が多い。一般病院や精神薄弱児施設には教師を派遣しているが他の機関では保障されていない。重度・重複障害児にたいしては重複障害児学級の設置や訪問教師制度がとりあげだされている。

表9 各県別各市判別委員会における就学猶予・免除等について

市・区	質問項目 就学年齢 入口 (1970)	就学猶予・免除措置数										過去5年間の免 除取り消し請 求件数	障害名・IQ () 内はIQ	1969年度就学猶予・免除の取り消し				1970年度 予算 (市区の 教委, 判 別委) 有無	
		就学猶予					免除							イ 請求 猶予	ロ 取消 猶予	ハ 就学 猶予	ニ ハの 人の IQ 内はIQ		
		1965	1966	1967	1968	1969	猶予	免除	計										
安中市	610	0	2	6	0	0	1	0	1	1	1	重度精神薄弱 (測定不能)					16000	○	
伊勢崎市	1480	10	6	10	10	2	3	1	4	8	8	股関節炎 (普通)・先天性心臓疾患 ・急性肺炎・脳性小児マヒ2名(53) ・精神薄弱 (55) 心身発育不全・両 足大腿骨病的骨折	1	0	1	0	心身発育不全 (不明)	70000	○
太田市	1496	5	4	6	6	2	2	0	2	4	4	脳性マヒ・心臓発育不良・ダウン氏 症2名	0	0	0	0	70000		
桐生市	2086									調 査 中	0						970000	○	
渋川市	720	6	5	6	7	3	3	0	3	0	0						無 答		
館林市	918	4	4	6	5	1	1	0	1	4	4	脳性小児マヒ2名, 脳水腫・ダ ウン氏症	3	1	3	1	脳性小児マヒ2名 (測 定不能) 精神身体発育 障害 (43) ダウン氏症 (測定不能)	0	○
富岡市	754						7	13	6	19	0						45000	○	
沼田市	774	5	4	5	5	5	5	1	6	0	0						30000	○	
市合 計	8838	30	25	39	33	20	28	8	36	17			4	1	4	1	6 2		
県合 計	26166	415	263	332	367	308	216	175	391	—	—		—	—	—				
宇佐市	723	不	明			3	2	2	4	不明		(但し, 免除のとり消しはしない)					40000	○	
臼杵市	644					1	29	1	30	0	0		0	0	0	0	10000	○	
大分市	4166	13	17	9	13	8	14	3	17	0	0		0	0	1	0	28000	○	
佐伯市	803					2	2	0	2								0	○	
杵築市	358			2	2	1	4			0			1	0	1	0	20000	○	
竹田市	361	1	0	6	0	4	2	4	6	0							未 定	○	

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

	脳性小児マヒ (不明)										無 答
	831	1	1	5	0	1	1	1			
中 津 市	340	3	2	3	2	3	4	0	4	0	無 答
豊後高田市	1805	8	10	8	10	4	3	0	3	0	19000○
別 府 市	10031	26	30	30	28	31	58	11	69	1	81
市 合 計	17836	213	186	137	119	183	82	94	176	*	
県 合 計	758	3	6	7	5	3	2	1	3	0	無 答
魚 津 市	481	1	1	1	3	1	1	1	2	2	無 答
小 矢 部 市	510	3	2	1	2	1	1	0	1	0	無 答
黒 部 市	2426	20	15	19	19	13	10	5	15	1	90000○
高 岡 市	4029	28	48	63	70	51	12	31	43	0	330000○
富 山 市	457					7	4			0	無 答
滑 川 市	690	3	8	2	1	3			10		無 答
新 湊 市	9351	58	80	93	100	79	30	38	68	13	34
市 合 計	14987	不明	227	250	253	230	70	121	193	*	
県 合 計	664	5	4	7	3	3	4	1	5	4	20000○
観 音 寺 市	923	1	1	3	3	4	3	0	3	0	10000○
坂 出 市	549	6	5	5	3	1	4	1	5	0	無 答
善 通 寺 市	4138	36	21	17	23	25	10	9	19	0	36000○
高 松 市	6274	48	31	32	32	33	21	11	32	4	31
市 合 計	13103	—	—	—	—	—	—	—	63	—	
県 合 計											

鹿 児 島 県																	
阿久根市	533	5	7	7	4	3	2	1	3	1	股関節脱臼						15000○
出水市	621	8	7	2	8	3	3	0	3	0			1	1	1	発育不良	0
指宿市	536									8	8	5	13	0			20000○
大口市	443	8	5	9	7	9	4	1	5	0							無 答 ○
鹿児島市	6585	54	49	37	76	45	42	8	50	不明	脳性小児マヒ, てんかん等				36 3 36 3 36 3	発育不全虚弱児, 小児喘息股関節脱臼	130000○
加世田市	363			5	6	4	1	1	2	0							5000○
鹿屋市	1165	19	25	21	23	12	7	2	9	0				0 0 0 0 0 0			30000○
串木野市	535	1	2	1	2	3	0	2	2	0				0 0 0 0 0 0			0
西之表市	545	13	6	4	6	5	3	0	3	0							10000○
日田市		6	3	5	3	5	5	0	5	0			4 0 4 0 4 0	頭蓋骨々折後遺 (87) てんかん(42)身体虚弱 (65)脳性小児マヒ(29)			200000○
市 合 計	11326	114	104	91	135	97	75	20	95	1			41 3 41 3 41 3				8 2
県 合 計	29812	—	—	—	—	—	—	—	—	*			** ** *				
有田市	574					5	1	1	1	0							無 答
海南市	822	14	13	16	15	12	5	7	12	0							100000○
新宮市	670	1	1	2	4	3	0	1	1	0			0 0 0 0 0 0				0○
市 合 計	2066	15	14	18	19	20	6	8	14	0			0 0 0 0 0 0				2 1
県 合 計	16561	—	—	—	—	—	118	62	180	—			— — —				
和 歌 山 県																	

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

滋賀県	近江八幡市	626					24 7 31 0				小児マヒ2名				無答
			2	4	4	3	4	11	1	12					
大津市	2817		(免除者のみ)												約1000000
			1	0	2	5	5	3	1	4	0		4	4	無答
草津市	703														
彦根市	1170		6	7	6	4	4	4	3	7	1		3	1	心不全・脳性マヒ・心内臓床損傷・ラング・トンドウレ病
八日市市	476		0	0	2	3	4	2	1	3	0		0	0	脳性マヒ及び言語障害・重度精神薄弱
市合計	5792		9	11	14	15	17	44	13	57	3		7	1	0
県合計	13576		—	—	—	192	184	121	138	259	*		*	*	0
京都府	綾部市		9	9	7	10	9	8	4	12	6		2	2	病虚弱・心臓疾患
													0	0	0
宇治市								11	4	15	0		0	0	30000 寄付 100000
亀岡市								4	3	7	0		1	1	無答
京都市											不明		1	1	0
福知山市		7	4	6	6	7	6	3	9	3			3	2	147840
宮津市								0	0	0			0	0	無答
市合計		16	13	13	16	16	29	14	43	9			6	1	33
県合計		—	—	—	322	324	148	158	306	不明			不明	不明	
奈良県	大和高田市	883	4	1	1	2	2	5	8	13	13		11	2	10000
													中・重度精神薄弱・言語障害・ダウン氏症・フェニケトン尿症	11	10000
橿原市	1246		3	6	4	8	5	4	1	5	0		0	0	無答
御所市	534		1	1	1	2	2	2	1	3	2		0	0	100000
五条市	547		4	5	7	6	5	3	0	3	0		4	0	0

奈良市	3458	7		22	17	14	10	3	13	0			0	0	0	0	0	無 答	○		
市 合 計	6668	19	13	35	35	28	24	13	37	15			15	2	15	2	15	2	3 2		
県 合 計	14475	—	—	—	—	—	—	調 査 中	*				—	—	—	—					
和 泉 市		6	7	6	8	7	12	0	12	0			0	0	0	0	0	無 答			
泉大津市		—	—	—	—	—	—	5	1	6	0		0	0	0	0	0	無 答			
泉佐野市		6	7	9	6	10	5	0	5	0								13000	○		
大 阪 市									計 387									1430000			
貝 塚 市		7	6	5	8	4	4	1	5	0			0	0	0	0	0	52000	○		
柏 原 市		1	1	4	4	6	4	3	7	0			3	3	3		脳性マヒ (76) 肢体不自由 (77.79)	無 答			
河内長野市		0	0	0	2	3	2	1	3	0								無 答	○		
岸和田市		12	11	13	16	15	10	0	10	0			0	0	0	0	0	40000	○		
堺 市		10	6	8	4	6	3	1	4	0			0	0	0	0	0	30000			
高 槻 市						3	16	6	22	3	脳性マヒ (測定不能)		0	3	0	3	脳性マヒ (測定不能)	240000	○		
豊 中 市		34	43	42	39	41	10	4	14	0								73000	○		
富田林市		4	5	3	6	6	4	2	6	1	脳性マヒ (不明)		1	4	1	4	1	4	脳性マヒ, 発育不良	無 答	○
藤井寺市		2	3	2	5	4	4	0	4	0								無 答	○		
枚 方 市			19	20	35	29	20	1	21	0			0	0	0	0	0	80000	○		
守 口 市						0	0	0	0	0								15000	○		
門 真 市						11	14	0	14	不明			0	0	0	0	0	55000	○		
市 合 計		82	106	112	133	145	113	20	133	4			4	7	4	7	4	7	106		
府 合 計		991	884	828	810	846	調 査 中	*					—	—	—	—					

兵 庫 県	芦 屋 市	1003	4	6	9	3	1	1	1	2	1	進行性筋ジストロフィー	1	1	1	脳性小児マヒ	42000	○			
	伊 丹 市	2674	7	10	12	8	12	10	0	10	0		0	0	0	0	25000	○			
	小 野 市	614	(不 明)					7	9	16	不詳		0	0	0	0	無 答	○			
	加古川市	2131	6	8	5	6	8	2	3	5	0		7	7	7		40000	○			
	加 西 市	732	2	1	3	0	3	0	1	1	0		0	0	0		無 答				
	川 西 市	1637	7	4	5	4	1	2	4	6	0		0	0			25000	○			
	神 戸 市	19552															0	○			
	州 本 市	636	3	2	4	3	5	0	5	5	0						4000	○			
	高 砂 市	1167	7	8	5	6	6	2	0	2	0		0	0	0	中程度の精神薄弱児 (47)	無 答				
	龍 野 市	618			2	0	1	4	0	4	3		1	0				0	○		
	豊 岡 市	726	0	3	0	0	1	5	0	5	0		0	0	0	0	0	無 答			
	西 宮 市	6098						47	3	50	0		0	0	0	0	0	100000	○		
	姫 路 市	6996	16	8	25	19	20	4	8	12	2	(I Q50)	5	2	5	2	5	2	心臓疾患・ネフローゼ気管支炎・脳性小児マヒ 2 名 (40)	50000	○
	三 木 市	648	2	0	1	0	4	3	3	6	0		0	0				特に設けていないが一般項目内 10000	○		
	市 合 計	45232	54	50	71	49	62	87	37	124	6		14	2	14	2	14	2		11 3	
	県 合 計	74293	*	*	*	*	*	*	*	*	*		*	*	*	*	*				
東 京 都	青 梅 市		7	4	5	8	9	27	2	29	0							無、答			
	国 分 市		0	5	4	15	15	2	0	2	0							約 10000	○		
	小 平 市		29	4	4	7	9	13	12	25	0		1	0	1	0	1	0	自閉症	48000	○
	田 無 市		5	7	5	5	5	8	0	8	0								無 答	○	

日 野 市	(不 明)	19	9	7	16	殆どなし	1 0 1 0 1 0	脳性小児マヒ	125000	○
保 谷 市	2 1 3 0	5	2	0	2	1			50000	○
武 蔵 野 市	7 8 8 9	6	2	0	2	1	4 1 4 1 4 1	知能発育不全・ブラーダーウィ リ一症候群 重度精神薄弱 ネフロローゼ2名・ 類蒙古症知能遅滞 ・重度精神薄弱	判委とし て特にな し	○
足 立 区	45 52 63 49	50	37	9	46	1	0 1 0 1 0 1	ダウン氏症候群 (測定不能)	90200	○
葛 飾 区	9 6 8 13	8	32	1	33		(不 明)	(不 明)	583000	○
渋 谷 区	16 25 23 30	23	24	4	28	20	4 0 4 0 3 0	小児自閉症・精神薄弱・知能発 育不全崎型・ベテルス病	20000	○
世 田 谷 区	55 58 57 55	55	39	18	57	0	0 0 0 0 0 0		500000	○
台 東 区	10 5 7 10	25	24	1	25	0	4 3 3		264000	○
中 央 区	7 6 8 5	6	8	0	8	0		病弱 (但し請求による のではなく1年後に猶予 見全員入学)	0	
千 代 田 区	0 1 0 1	2	0	0	0	0			判委とし て特にな し	○
豊 島 区	13 12 19 18	24	15	0	15	0	0 0 0 0 0 0		200000	
練 馬 区	1 1 24 30	27	11	0	11	0	180 180 180	外国より帰国者9名・ 身体発育不全・虚弱9 名	76000	○
港 区	11 14 11 15	9	12	0	12	1	6 0 6 0 6 0	ネフロローゼ・脳性小児 マヒと内耳性難聴・自閉 的傾向(測定不能)外 国よりの帰国者	25000	○
合 計	217 209 249 270	297	265	54	319	24	38 2 37 2 36 2			152
都 合 計	1025 1611 1463 1689	2014	—	—	—	—	— — —			

註：就学人口 (1970) は「総理府統計局国勢調査報告第3巻—都道府県都市市区町村編—」1971. による。京都、大阪、東京都はまだ報告されていない。

Ⅳ 調査の結果 2

調査の結果1および送付資料・現地調査をもとに、判別委員会活動にみられた対照的な二つの傾向をとりあげ検討する。²¹⁾

1 「判別委員会活動から入級入学審査委員会活動へ」

1) 大分、鹿児島県のばあい

大分県杵築市に「心身障害児判別就学促進委員会」がある。大分県のばあい中津市・佐伯市の会則にも明記されているが「本会は公立学校における心身障害児の診断判別をおこない、特殊教育を推進することを目的とする」となっている。在宅や医療機関・児童福祉施設にいるものは保護者から申し出がない限り問題とされず、中心は在学児童・生徒にたいして検査・診断をし特殊教育を推進する上での問題点を究明し啓蒙・研修をするという姿勢である。この方式は大分県全域にわたっている。

鹿児島県では判別を「(1)就学か、就学猶予か、就学免除かの判断をする。(2)就学させるばあい、普通教育か特殊教育かの判断をする。(3)特殊教育を受けさせるばあい、養護学校か、特殊学級かの判断をする」としているが、主たる対象は在学している児童・生徒である。鹿児島市の「判別業務推進計画」には図2のように記されている。

その結果1968年度には鹿児島市内28小学校の2年生5684人、6年生6211人中からA表で310人(2.6%)が選出され、そのうち2次判別を必要としたのは157人(1.3%)、2次判別をうけたのは99人(受診率63.0%)であったという。このうち、何人が実際に特殊学級に入級したかはわからないが、1968年度18.3%の特殊学級在学率が1969年には25.8%になっている。1975年までにこれを72.1%にすることが期待されている。鹿児島県阿久根市でも同じ方式で在学児の主として精神薄弱児の判別をし、特殊学級入級の督励をはかることを目的としている。

2) 香川、富山県のばあい

鹿児島県と同じ方針ですでに在学率をたかめてきている香川・富山県では判別活動の目的を「児童の就学・入級を適切にするために、科学的資料を作成して特殊教育を行なう必要がある児童の判別を行なうことを目的とする」(香川県坂出市)としている。医学的資料を含めた資料の科学化と判別技術についての研究会や講習会が実施されている。そして活動の重点が特殊教育機関への就学・入級時だけでなく、それ以後の就学状況の実態調査(香川県三豊地区)にもうつっている。医学との提携と経過観察の導入はしかし「就学させないか、特殊学級に入れるか、普通教育か」の決定を権威づけるために行なわれている。これによって教育行政側は根拠をもって義務教育段階の子どもの中のあるものを学校教育の対象ではないと判定できると考えているかのようである。

21) 以下の文中…印はわれわれがつけたものである。

図2 昭和43年度 判別業務推進計画と実際(鹿児島市)

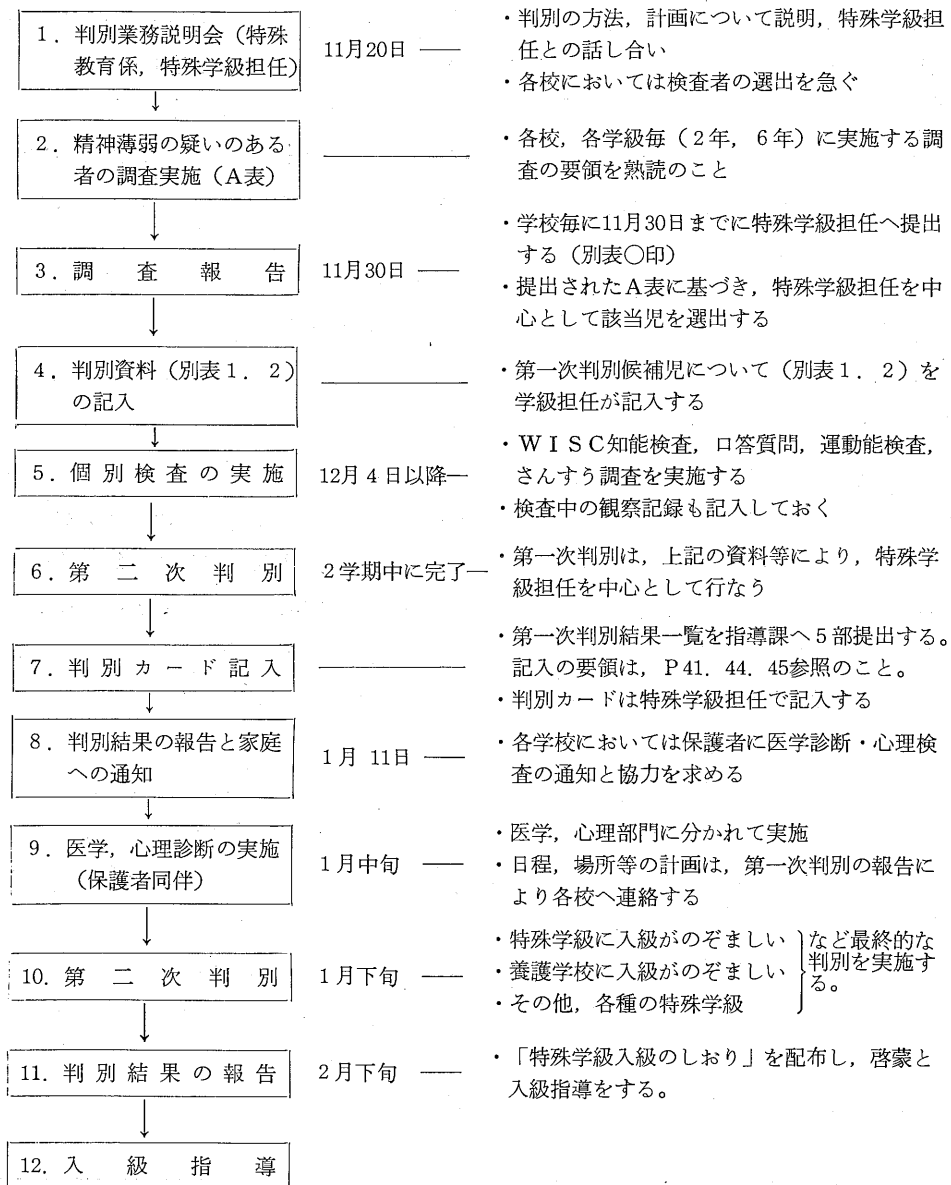
ア、判別の目的

- (ア) 心身に障害のある児童の適正な就学をうながし、指導上の資料をうる。
- (イ) 特殊学級の編成を適正にする。
- (ウ) 精神薄弱児の実態を把握する。

イ、判別作業の要領

- (ア) 各小学校ごとに実施することを原則とする。
- (イ) 各校においては、特殊教育係1名、テスト補助者若干名を選出し、個別検査及び第1次判別作業を行なう。
- (ウ) 特殊学級担任は、割当表(別紙)により、当該校の判別業務を補助する。

ウ、判別の手順



富山県では対象による教育的措置を決めるさいに、文部省通達（文初特第 380 号）の「就学猶予・免除を考慮する」のところを「就学猶予・免除にする」と解して独自の基準をつくり、図 3 のようにしている。そのうえで特殊学級対象児にたいする入級の勧誘がさかんにおこなわれているのであるが、その案内資料はつぎのようにいっている。「ちえおくれの子どもは単純で気が弱いものですから、自分の立場をはっきりいえずに、また、自分の行動のよしあしの判断がとっさにできず、悪い誘惑にのってしまうのです。そして、自分の劣等感や、欲求不満のはけ口を求めるすべてを知らないで、反抗や乱暴したり、嘘をついて人をだますようになるのです。このような子どもでも、本人にあった指導をすることによって、りっぱに社会生活を送っている例が、数多く示されています。——特殊学級卒業生は普通学級とくらべて基本的生活習慣、集団生活、勤務状態もよく、又離職についてもとくに少ないようで好ましい結果がでています」（富山県富山市教育委員会）。「このような子をほっておくと、(1)社会に適応できなくなる。(2)知能や情操などの発達が平均的でないので、行動にゆりみがおきやすく、非行化のおそれもある。——特殊学級で学んだ生徒の多くは、就職先でそのまじめな勤務ぶりが高く評価されている」（富山県高岡市教育委員会）。この高岡市では判別委員会の名称を「適正就学判定委員会」としている。「特殊学級にいれないと非行化する——特殊学級卒業生は雇用主からよるこばれている」というのは富山県の判別委員会に共通した見解である。

こうしてえらびだした対象にたいして富山県教育委員会は「特殊学級指導方針」で、とくに職業課程編成の留意点としてつぎのようにのべている。「科学文明が進歩して機械構造の改革によりオートメ化した工場設備、そして高度な分業が盛んになり、ベルトコンベアーの一部の責任を負うような現代のメカニズムの中に生きる人間として考えられることは、単純な作業であっても、そこに自己の存在、位置を自覚できるような、しかも彼らなりの人生観を持った人間として作業に従事するという積極性が要求され、考慮せねばいけぬ。——このような人間になるような素地づくりが特殊学級・学校に課せられた使命であり、これをになっていくのが職業教育であり、社会の要請に答える道である」と。

富山県にはこれにたいして他方つぎのような批判がある。すなわち「これは特殊学級を学校内企業教育の場にするものではないか。特殊教育を若年低賃金労働力の供給の場にしていくものではないか。若年低賃金労働力たりうるか否かの観点から教育の対象児が決められていくことになり、教育の資本主義的搾取に道をひらかせることになるのではないか。これは教育基本法第10条『教育は不当な支配に服することなく、一』に違反することになるのではないか」と。北日本新聞では 1971 年 6 月 6 日から 21 日まで「教育を返せ」というテーマで県の教育行政のありかたが教育を破壊にみちびいている実態を訴えている。そこでは就学免除率が高まる反面、特殊学級 762 人の大部分が知能指数 85 以上の普通児でしかも貧困世帯の児童生徒となっており、この子どもたちをベルトコンベアーの一部の責任を負うようにすることが特殊教育のねらいとされてきているのである。判別活動がそのためにつかわれている。

図3 精神薄弱の対象による教育的措置（富山県）

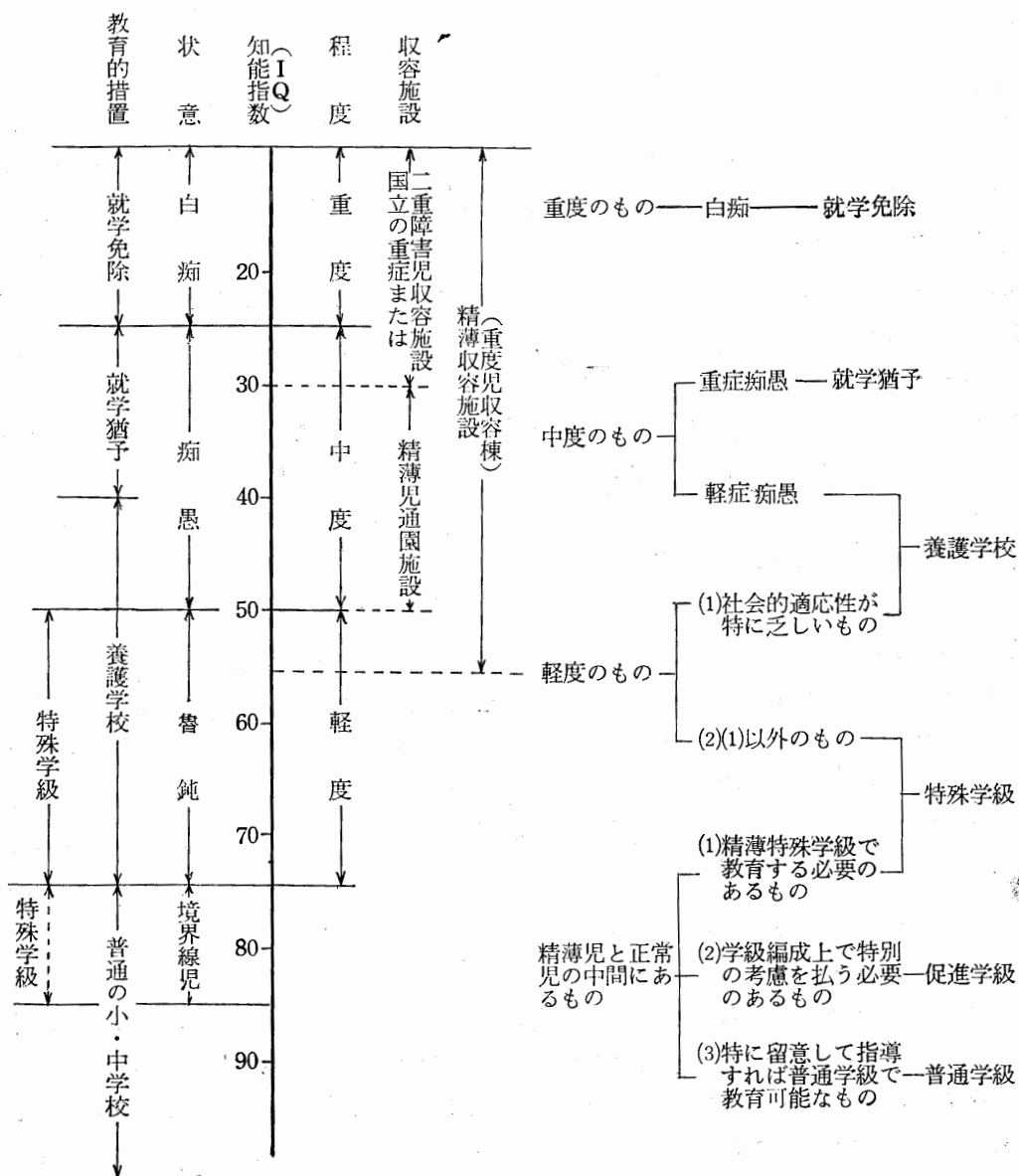


表10 群馬県伊勢崎市小学校特殊学級・養護学校入級入校審査委員会年間計画

	入級入校審査委員会	調査委員会	事務局	学 校
5月 ～ 6月	第1回審査委員会（6月上旬） ・委嘱状わたし・役員の決定 ・本年度の事業計画 ・資料の配布と説明	第1回調査委員会（6月中旬） ・審査委員会活動の説明 ・第1次候補者の選定についての説明と依頼	・発会式の準備 ・会の活動についての協力依頼 ・通知を各学校へ発送する ・第1回調査委員会の準備	・会の仕事と協力について説明をきき理解する ・選定基準に従って第1次候補者ととりまとめ報告する（6月30日まで）
7月 ～ 9月		・入級入校に応じなかった児童生徒の追跡調査 第2回調査委員会（9月下旬） ・第3次候補者の選定のための準備と説明	・第1次候補者のとりまとめ ・全市の統計資料を学校に配布 ・第2次候補者選定の資料配布 ・第2次候補者のとりまとめ ・第2回調査委員会の準備 ・第3次候補者選定の資料配布	・第2次候補者選定のための調査検査の実施 ・第2次候補者の報告（9月20日まで） ・入級入校に応じなかった児童生徒の追跡調査の実施
10月 ～ 11月		第3回調査委員会（11月上旬） ・第4次候補者の選定のための準備と説明 医師による診断実施（11月下旬） ・教育相談という形で実施 ・第4次候補者の選定 ・入級入校の願書をわたす	・保育所・幼稚園児知能検査 ・第3次候補者のとりまとめと第4次候補者選定の諸準備 ・A・Bグループ別に分類名簿作成 ・各候補毎に資料をまとめる ・第3回調査委員会の準備 ・教育相談の実施	・テスター決定 ・第3次候補者選定のための調査 ・第3次候補者の報告（10月31日まで） ・受診するよう連絡、協力等の仕事をすすめる
12月 ～ 2月	第2回審査委員会（12月） ・第4次候補者の審査をし入級入校を決定する ・入級入校問題についての協議 調査委員会と合同で行う	第2回審査委員会に参加	・第2回審査委員会の準備 ・入級入校拒否父母対策準備 ・特学養護学校参観のすすめ ・入校している父母との話し合い	・全面的に協力支援する ・事務局の計画行事に協力 ・各学校毎に教育相談の実施 ・入級入校希望者の父母に手続の説明と願書提出についての協力
3月	第3回審査委員会（3月） ・1年のまとめと来年度の計画 ・報告書の作成 調査委員会と合同で行う	第3回審査委員会に参加	・第3回審査委員会の準備	・報告書を読んで改善に協力する

1970年版の「精神薄弱者問題白書」は「普通教育は、平均以下の知能程度の者を学級からしめ出す性格をますます濃くし、——このため境界線以上の軽度の精神遅滞児や学業不振児が、多量に特殊学級へ入級するようになった」と指摘している。これは判別委員会の性格を根底から問う現象であるが、今回の調査では「判別委員会から入級入学審査委員会へ」の傾向をつよめているところではこの現象をどう考えているかについての見解は表明されていない。しかし就学免除児を特殊教育の対象でないとしてしりぞけ、障害児でないものを特殊教育に入れる傾向をつよめる中で、この教育が子どもからも、親からも、教職員からも遊離しはじめています。群馬県伊勢崎市の「伊勢崎市特殊学級・養護学校入級入校審査委員会」では「小学校の特殊学級への入級者が減少し学級を閉鎖しなければならないところがあります。——審査委員会で扱った昭和44年度の概況は、第1次審査の対象者が244名あり、2次・3次と審査を進め、最終的に特殊学級に入級することが適当であると判定されたのは24名です。そのうち親の承諾を得て入級の決定をしたのが14名、関係者の熱心な入級のすすめにもかかわらず10名は普通学級に残ってしまいました。又、養護学校へ入校が適当であると判定せられた5名のうち入校の決定したのは1名にとどまり他は中学へ進学したわけです」この伊勢崎市の「審査委員会」の年間計画をみると表10のように「入級入校に応じなかった児童生徒の追跡調査」「入級入校拒否父母対策」が重要な活動となってきた。他方、群馬県の各市とも知能指数49以下のものは教育の対象とされていない。「判別の対象児は、境界線級以下の児童・生徒とする。ただし、痴愚（重症）および白痴は除く」（群馬県館林市）と判別するさいの対象にすられされない。「ここに入級できるものは、(1)軽い痴愚以上（知能指数50以上）とする。白痴・重症痴愚の者は就学猶予または免除とし、公立・私立の施設に入園するよう指導する。(2)ここに入級（入学）することによって、その学級（学校）の教育を破壊するおそれのないもの。(3)ここに入級（入学）することによって、教育の可能性があると認められるもの。(4)特殊学級入級者は、原則として、小学校において1年を終了した程度のものとする。ただし、権威ある病院・児童相談所等で精神薄弱児と明瞭な診断を下された者については特別に考慮する。(5)通学可能なもの。」（群馬県太田市）こうした基準により群馬県には養護学校が10校、特殊学級が326学級ありながら、教育委員会は児童相談所の把握している数の半分しか就学猶予・免除児をとらえていないという実態がある。

以上のようにこれらのばあいの判別活動は、すべての子どもに必要な義務教育を保障するという立場からおこなわれているのではなく、教育の下限をきめてむしろ教育行政の義務を猶予・免除する立場からおこなわれている。

4) まとめ

紹介した判別委員会活動は全国的にみて1970年度現在もっとも一般的な形態である。その中から養護学校や特殊学級の多いところ、あるいはそれを志向しているところをとりだした。これらの判別委員会活動は在学学生を対象として普通教育から特殊教育にうつすべきもののみを選抜しようとしている。組織的・計画的にとりくまれているが、このばあい父母や本人が応じてくれない

困難さをかかえている。学校教育の対象ということが、障害児のばあい、学校をたてないままでいわれ、また不足している学校を建設し設備を充実し、医学を保障するさいにもメリトクラシーの原則をつらぬく中で、いわば教育にたいする不当な力の支配によって教育の下限がきめられているという状況が一層顕在化しはじめている。

2 「判別委員会活動から適正就学指導委員会活動へ」

1) 京都、大阪府のばあい

京都府宮津市を中心に「与謝地方心身障害児適正就学指導委員会」がある。この委員会は「与謝地方の心身に障害をもつ、児童生徒および、不就学者のその障害の種別に応じて、適正就学の指導をすることを目的とする」として、与謝地方の教育委員会が共同で設置し、すべての障害児の適正就学の指導に重点をおいている。そのために適正就学に関する指導助言・調査研究・教育相談の実施、障害児の教育保障に関する啓蒙活動、学校・施設・その他関係機関との連絡をしている。構成員も町村段階になると、たとえば大宮町では、教育長、各小中学校長、障害児学級担任および障害児教育担当教諭、学校医代表、学校保健委員会代表、福祉課長、民生児童委員代表、保育園保母代表、連合育友会長、障害児保護者の会代表よりなっている。

この与謝地方は10余年にわたる与謝の海養護学校づくりと、障害者差別をはじめあらゆる差別とたたかい基本的人権を守り自治体を民主化していく運動をすすめている地方である。²²⁾²³⁾²⁴⁾ その成果は全国各地の障害児教育関係者を勇気づけ、「定員や基準で子どもをきりすてるのでなく、障害の重い子に必要な教育をつくる学校を！」「就学免除をなくし、すべての子どもにゆきとどいた教育の保障を！」のよびかけを生んでいる。京都府教育委員会はこの運動を受けとめて1970年度の民主教育推進の三本柱の一つに障害児教育を位置づけた。そして「1970年度指導の重点と施策」でつぎのようにのべている。「憲法第26条、教育基本法第3条が示す、すべての国民が有する『ひとしく教育を受ける権利』を保障するためには、教育の機会を平等に保障するという条件的課題を改善することが大切である。それとともに重要なことは、単に『人なみに教育の機会を』という形態的解決だけでなく、いかなる障害をもとうと、すべての児童・生徒に対して発達の権利を保障するための適切な場と内容を用意されなければならない。——この『発達を保障する原則』は、とくに障害児の教育において基本とすべきである。障害児を社会効用論的に評価したり、あるいは一面的・固定的・限定的にとらえる見方を変革することが何よりも重要である。単に就学の機会を保障したからといって、それで発達を保障したことにはならないのである。その

22) 田中昌人「全面発達を保障する『障害児』教育の創造をめざす教育運動」教育学研究第36巻第1号、1969、50～58頁。

23) 青木嗣夫「ねたままの子どもにも教育を——障害児の権利を守るとりでづくりの運動——」（岡田道智・鴨井慶雄編「未来をきりひろく障害児教育」）鳩の森書房、1970、247～346頁。

24) 京都府立与謝の海養護学校編「よさのうみ」1～5号、1970・1971・1972。

点、京都府の向日が丘、与謝の海両養護学校の実践は、『すべての子どもに適切な教育を』の理念を具体的に確かめつつあるものとして評価されるべきであろう。ここでは従来、教育の対象にならないと一方的に思われていた重度・重複の障害児に対し、必要な教育内容と条件を用意して、子どもの発達の可能性を追求するという非常に困難なとりくみが進められている。——ここでいう『必要な教育』とは、一定の基準、枠によって子どもを評定するという、子どもの側からいって受身的な考え方でなく、主体的、能動的な活動ができる人間にするために『必要な』ということである」(京都府教育委員会)。そして「今後、体系だった本格的な施策を確立していくうえには、どうしても教育・福祉・衛生各行政の有機的連係が不可欠です。京都府教委としては、そのことを念頭において、早急に障害児教育の基本方針を成文化し、構想を固めていくことにしています」とも述べている。²⁵⁾この「障害児教育の基本方針」は目下、各層の意見をもとに作成中である。こうした努力などをもとに、1971年10月6日の京都府議会では「すべての子どもにひとしく教育を保障することに関する請願」が全会派の賛成のもとに採択され、国にたいして内閣総理大臣・文部大臣・大蔵大臣あての「教育の機会均等推進に関する意見書」(本論文冒頭参照)を提出することになった。²⁶⁾これらはいずれも、与謝地方を中心とした教育運動の発展の一つである。

たんに形式的に就学させるだけでなく、こうした教育運動の中で、障害者の権利の獲得とかかわって実現した発達の事実をもとに、人びとの組織的・専門的・政治的認識を変革しつつ、就学免除をなくし教育保障をすすめている。障害の重い子どもの父母が「就学免除願」をだすのではなく、みずから手で「入学申請書」を作成して提出することをおして「判別委員会を適正就学指導委員会」にかえてきたのである。この「入学申請書運動」の重要性は与謝の海養護学校の構想づくりの進展の中で、父母と京都府教育委員会の間で確認されてきた。すなわち、「①私の子を学校へ——と考えることすらできないまでに追い込められていた『重症、重度』児の父母に大きな展望を与え、教育を受ける権利について考えさせたこと。②『入学申請書』提出によって、新しい親たちを組織し、運動に参加してもらえたこと。③ 当地方の障害児の実態把握が前進したこと。④ 行政上からも運動の中でも障害児の実態把握がむずかしかったが、具体的に“権利が保障される”という要求が満たせれる時、はじめて実態が明らかになるという、実態を明らかにするための条件が確認されたこと。⑤ 申請書 150 数通の提出によって、基本的な学校構想づくりの上で決定的な役割を果たしたこと」などである。この中で判別委員会についてはつぎのように意見がまとまっている。「① 判別委員会でなく、指導委員会に。② 科学的診断を保障し、診断の結果を保障していく委員会に。③ 就学猶予・免除を決める委員会ではなく、すべての子どもに教育を保障するための窓口である委員会に。④ すべての親の要求と子どもの権利を守っていくためにはどうするかを考える母体になる委員会に。⑤ 差別をなくすため、各機関や地

25) 京都府教育委員会「1970年度指導の重点と施策」教育展望、第103号、1970、1～52頁。

26) 藤井進「就学免除をなくす運動を進めよう」みんなのねがい、1972年4月号、34～36頁。

域へ働きかけ、正しい見解を得るための活動をする委員会に」。こうして与謝地方適正就学指導委員会が発足し、1970年4月10日、与謝の海養護学校の開校の時には、「おむつをあててすわっている10名の子どもたち、歩くことのできない8名の子どもたち、ことばをもたない34名の子どもたちなど31才を筆頭に計58名の就学猶予・免除の扱いをうけてきた子どもたちを155名の新入生の中へ迎え入れ」発達保障へのとりくみがはじまったのである。将来就学指導委員会は適正就学保障委員会として名実ともに活動できる体制と内容を創りあげていくことが期待されている。

このような運動の中で京都府福知山市でも「特殊学級入級判別委員会」を廃止し、「適正就学推進委員会」を新たにもうけて、地域の未就学者や就学猶予・免除者への適正な指導を重視しはじめている。京都府綾部市でもそのためには「何でも話すことができ、話すことが楽しくなるような明かるい学級、ひとりの悩みをみんなの悩みとしていっしょに考え、たがいに励ましあえる学級、差別を許さない学級、担任教師と子どもとの相互信頼関係の中で子どもが生き生きと勉強できる学級」をつくること、つまり民主的な学級づくりが適正就学指導をすすめる基盤として重視されてきている。

与謝地方から京都府下全域にひろがってきた「判別委員会を適正就学指導委員会」にしていくとりくみは大阪府においても高槻市や東大阪市から府下全域にひろがりつつある。「就学指導の適正化が期せられることによって、そこに特殊教育が充実し、一人のとり残された不幸な子供もなく、すべての子どもの教育権が獲得されることとなる。まず親がそれを権利として理解し、教師が自らの手をさしのべ、社会の人びとが温かい眼差しのもとにこれを支え、行政機関がおしみなくこの子らのための施設を充実整備することによって、不就学とされる子どもはなく、就学猶予・免除を願いでる必要もなくなり、すべての子どもが、どこかの場所で、なんらかの方法で教育をうけることができるようになることを期待して」活動している。

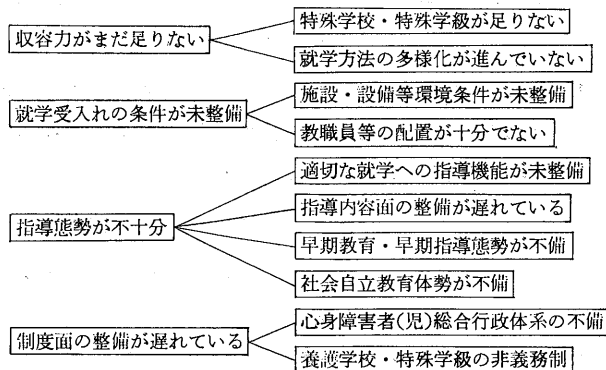
2) 東京都のばあい

東京都でも表11・12・図4・5にみるように、就学猶予・免除児が増加してきた。しかも東京都教育委員会は「この他にもかなり多くの不就学児童・生徒がいると考えられる」とのべている。就学猶予・免除の手続のまま転出したもの、就学手続をしなかったものが家庭・医療機関・児童福祉施設あるいはそれらにかわる場にいる。また、戸籍、住民基本台帳から脱落したり居所不明のものがある。これらを明らかにしていくために東京都では1970年度から2か年間にわたり「不就学児の実態及び教育的措置に関する研究」にとりくみはじめた。さらに就学していても長期欠席児となり実質的に就学が保障されないばあいも少なくない。長欠の理由は東京都では1959年から1968年の10年間に小学校では病気が63.5%から71.7%へ、学校ぎらいが8.3%から14.0%へ増加し、中学校では病気が33.3%から48.8%へ、学校ぎらいが23.2%から37.1%へそれぞれ増加している。このような学校の状況を改善していくことと結合しないと就学猶予・免除をなくすることは正しく実現しない。判別はしたがって①就学させるための判別であり、②教育・医療機関・介助条件の整備・改善と合わせてすすめられるべきであり、③就学援助の対象・費目・支給

額の増大を実現していくものでなければならないとしている。「すべての子どもに適切な教育を」「魅力ある特殊学級づくりを」というスローガンがここからでてきている。

さらに東京都教育委員会ではつぎのようにいっている。「障害児教育は、社会自立がその目的のすべてではない。成人後の生活を、自分自身でできるだけ豊かで幅ひろいものにすることができるよう育成することも、大きな目的のひとつとされている。近年の医療技術の進歩や福祉施策の進展とあいまって、障害児に対する一般の理解と関心が深まってきた結果、特殊教育への就学希望者が次第に増えている。これまで重い障害のために就学を諦めていた子どもたちや保護者もすすんで就学を望むようになってきた。社会自立ができるかどうかはともかく、すべての障害児に対して、一人の落ちこぼれもないよう、その程度・能力に応じた適切な教育を望む声がしだいに高まりつつある。心身障害児がいるかぎり、時と場所とを問わず、適切な教育を用意してもらいたいという障害児や親達の祈りにも似た強い希望に対しては、なんとしてもこれにこたえていく必要がある。社会自立のための教育という考え方や制度面にはなお多くの問題があるにせよ、このような市民の基本的権利にかかわる強い要請に対しては、この際、既成の概念にとらわれない新しい考えにたち、すべての障害児に適切多様な教育を提供できるよう工夫・検討をすすめ、すみやかに効果的な行政サービスを具現してゆかねばならない」と。そして、心身障害児の出現率といわれるものもそれは「学令児童・生徒のなかに教育上特別なりあつかいを要する障害のある子どもがどのくらいの割合いるかを示すもので、障害児の全員ではなく、このうち特殊教育の対象となる児童・生徒を推計する算定率である。したがって就学猶予・免除を受ける程の障害の重い子どもは特殊教育の対象とならないのでそこには含まれないことになっている。——だから収容計画の基礎を出現率だけにもとめるのではなく、出現率は、障害児数の概観的・傾向的な把握のばあいなどに用いるにとどめ、実際の具体的な収容計画では、行政需要の動きを短期的にとらえて遂次これを改変しながら整備をすすめたほうが、より実態に即して効果的であるとする考え方が生じている」とのべている。この立場から当面緊急に問題にすべきは、各種養護学校で障害の重い子の入学希望がふえてきていること、盲・聾学校では重複障害者がふえてきていること、

図4 東京都における特殊教育にたいする教育行政上の問題点



田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

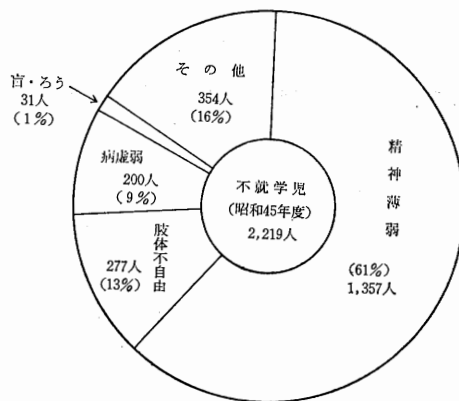
表11 東京都における就学猶予・免除者数の推移 1

	児童・生徒 総数A	就学猶予・免除児童・生徒数B			$\frac{B}{A+B} \times 100$
		計	就学猶予	就学免除	
35年度	1,430,598 人	1,948 人	1,594 人	354 人	1.36 %
36	1,445,928	1,588	1,174	414	1.10
37	1,418,997	1,344	978	366	0.09
38	1,327,728	1,148	821	327	0.09
39	1,262,849	1,072	801	271	0.09
40	1,123,021	1,025	804	221	0.08
41	1,188,155	1,611	1,172	439	0.14
42	1,181,688	1,463	875	588	0.12
43	1,188,441	1,689	957	732	0.14
44	1,210,429	2,014	1,167	847	0.14

表12 東京都における就学猶予・免除者数の推移 2

年 度	不 就 学 の 理 由			
	心身障害による不就学		その他	計
	学令児童 (6～12才)	学令生徒 (12～14才)		
41	1,203人	210人	198人	1,611人
42	1,044	200	219	1,463
43	1,148	270	271	1,689
44	1,340	305	369	2,014
45	1,480	385	354	2,219

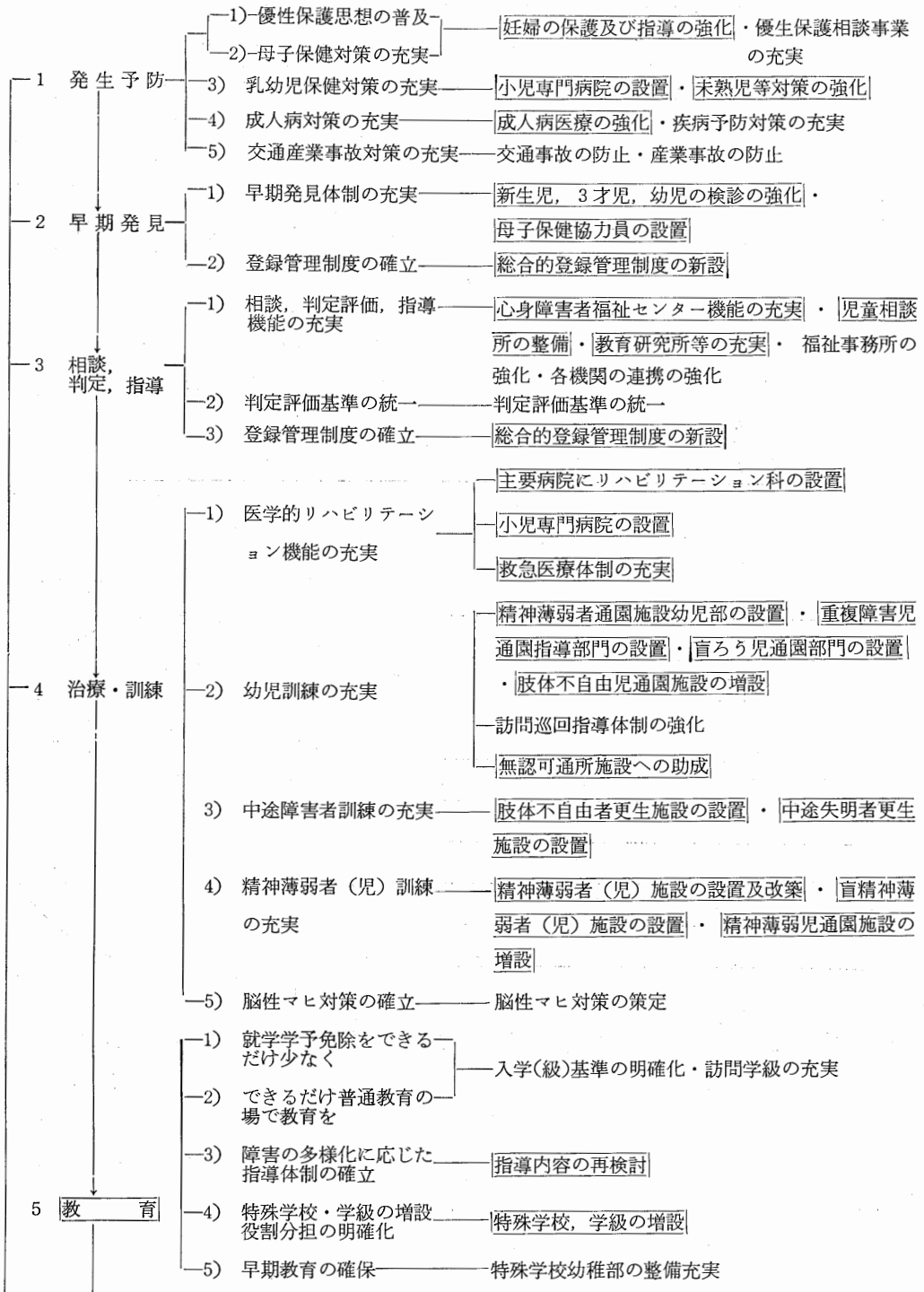
図5 東京都における不就学の理由内容



医療機関・児童福祉施設における教育保障，在宅児の訪問指導をすることであるとしている。京都・大阪と同様，東京都でもこのように要求運動にねざした施策の発展が留意されている。

こうして教育行政は障害児のばあい「重障児にも教育を」の観点から出発していくべきであり，そこからでてくる問題点に計画的なとりくみをしていかなければならないとする。問題点は図4のようにまとめられている。これらを解決していくためには一行政部門だけでなく，心身障害者（児）対策プロジェクト・チームを設置して総合行政の体系化の検討が必要である。東京都ではそれを図6の「心身障害者（児）のための施策の体系」としてまとめている。

図6 東京都における心身障害者（児）のための施策体系（□は当面の主要施策を示す。）



田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究



こうして「すみやかに養護学校・特殊学級の義務設置制への促進を国に対し、強く要請」しつつ、「障害の重度・重複化傾向に対応し、最近、重度重複児のため、特殊学級が設置されているが、その入級基準や指導内容等が明確でないので、基準の統一化をはかり、区市町村教育委員会の判別組織の充実をはかるとともに特殊教育の多様化に対処するため、指導内容の研究、改善をはかる必要がある。都における専門職員の養成、教職員の研修は積極的に推進」していかなけれ

ばならないとのべている。

判別と適正就学指導は権利保障の観点からこうしたとりくみと一体となってその設置と活動を早急に充実していかなければならない。以上のような検討のうえで東京都教育委員会は判別についてつぎのようにまとめている。

「・ 現在区市町村教委で『判別』を行っている。ここでは、就学に適するか、不適かを分け、不適なら就学お断りということになっている。つまり、学校か、施設（又は在宅）かをふりわけているのである。これは、やはり、対社会有用性中心の考え方に接近した常識的な発想にすぎないようである。けれども障害児教育には下限はなく、すべてが教育対象であるという、少なからぬ勇気を伴ったわれわれの考えからすれば、この『判定』の考え方こそ実はすべてのキポイントともなる大きな問題を含んでいるようである。

- ・ 本来の意味の判別とは何か、すべてを教育対象とする考え方を前提とすれば、それは、多様な教育手段をまず用意し、障害の程度能力に応じてその子供に最も適した手段を選んでやることであろう。
- ・ この多様な教育手段が殆ど用意されていない現状は、当事者が学校か施設かというような『判別』にいつまでもこだわっている限り決して解消されないであろうし、逆にこの『判別』が当事者をして受入れ態勢不備という怠慢を助長し、行政需要に満足にたえ得ない状態に止めしめているのである」

3) まとめ

1970年度の時点でみると、判別委員会活動において就学免除制度を行政側が利用することについては、福井、和歌山、大阪で疑問がだされ、京都ではそれをなくす方向が教育運動の中で実質化せられ理念が深まってくるとともに、東京都では行政計画としてとりあげようとしていることが明らかになった。それはこの教育を義務教育無償制度に位置づけ、判別もすべての障害児のためにその必要に応じてひとしく適正就学を保障するという権利保障の観点にたってすすめることを志向している。

V 討 論

1 「判別」委員会活動の理念について

1970年度の県および市段階における「判別」委員会活動と就学猶予・免除にたいしてのアンケート調査と実態調査の結果から、われわれは教育委員会の「判別」委員会活動の目的について非常な疑問をもった。すなわち「判別」委員会の設置にとりくまれたしたのは1967年頃からであるが、それは障害児教育が義務教育化されるはずになってから20年経過している。義務教育という基本的人権保障の根本にかかわる活動が20年も放置されていたということは重大である。責任の大半は、盲・ろう教育以外の障害児教育を学校教育法にもとづいて義務教育にすることを政令公布と財政措置の段階でおさえてきた歴代政府の文教政策にあるのであり、そのことは例年各種の

障害児教育関係者の研究会でも指摘されているところである。²⁷⁾しかし、義務教育にならなければ「判別」委員会活動ができないというものではない。教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条などにもとづいてどのように義務教育を制度化すべきかを教育研究の成果にもとづいて見解をだしていくことが必要であり、それらによって文教政策のあやまりを正していくことができる。²⁸⁾最近の10年は特殊教育機関がふえる反面、就学免除率が高まるという傾向がきている中で、権利侵害が顕在化しているときでもあり、おそまきながらもそのことを是正し、「判別」委員会活動が障害の重い子どもを義務教育から除外する選抜機関にならないための理念を確立していくことが重要である。²⁹⁾³⁰⁾

1972年度で百年を経過するという義務教育制度の歴史は、一面で就学免除——人間として生きることの免除——をさせた子どもたちを累積してきたといえる。「判別」委員会活動はこの歴史に真正面からとりくむ活動のひとつである。このような意味において、就学率99.9%を100%にすることは、これまでの蓄積の上に残存の「0.1%」を直線的に加えることではない。つまり、いわゆる「文盲」をなくすことにとりくんできた百年の歴史の中で、一方で学校が子どもを選ぶことを固定化し、しかもその教育を資本主義の不当な力に従属させたときに、新たな「文盲」すなわち政治的・組織的・専門的「文盲」をつくりだしてきたことを顧る必要があることをいうのである。³¹⁾これまで除外されてきた「0.1%」をうけとめることは、学校が子どもを選ぶのではなく、子どもに必要な学校を医療や社会保障を統一して保障した上につくることである。そしてこのこととはさらに、形式的にしか就学を保障されていかなかった人たちの教育の中味も吟味発展させていくものでなければならず、またこれまでの教育が「文盲」をなくしつつもおかつ「文盲」を残し、政治的・組織的・専門的「文盲」を増大させてきたことをやめさせ、すべての人に

27) 学校教育法第74条「都道府県は、その区域内にある学令児童及び学令生徒のうち、盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第71条の2の政令で定める程度のあるものを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない」。

学校教育法第93条「この法律は、昭和22年4月1日から、これを施行する。ただし、第22条第1項及び第39条第1項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第74条に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政令でこれを定める。」

28) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」

29) 藤本文朗「障害児の教育保障の意見と運動——未就学障害児を中心に——」教育学研究第36巻第1号、1969、38～49頁。これをはじめとして、他に各地で就学免除児の実態調査、療育活動がおこなわれはじめているので、これについては改めて論じる。

30) 1971年5月19日の参議院内閣委員会の上田哲議員の質問に対し、政府委員は現在は就学猶予・免除の手続きは医者の診断をもとに親が申請すれば教育委員会は信頼するというので、科学的な調査活動ができていないことを認め、将来は判別委員会の考えかたの基本として切りおとし除外のための判定をするのではなく、教育機関の設置との関係で総合的に改善していく必要がある。したがってこの委員会をどうしていくべきかはしばらく検討させてほしいとのべている。

31) 堀尾輝久、「現代教育の思想と構造」、岩波書店、1971、139頁。

田中昌人「発達保障の道を力強くすすもう」、みんなのねがい、1971年5月号、54～61頁。

必要な教育を保障していく力になっていくものでなければならない。

今後全国的に新たにつくられていく「判別」委員会という公的機関が、結果としてもし就学免除することを大々的におこなっていくとしたら、それがいかにうまくおこなわれていくとしても教育をうける権利を奪う不当な力の支配下に自らを従属させていくことになる。それは義務教育無償制度という権利の無差別平等の原則を能力差に応じて権利があるというメリトクラシーの原則に変え、差別を拡大再生産していくことへ道をひらくことになる。

就学免除をなくせという要求にたいし、現在の行政の側から、就学免除は恩恵をうける権利だからその権利を侵害してはならないのだという意見もだされている。しかしその行使を障害の重い子どもたちだけに限定し、そのことによってすべての子どもに保障されなければならない教育をうける権利をより大きく侵害する結果をひきおこしている実態をこれ以上許すことはできない。教育運動は教育をうける権利の獲得とかかわって実現してきた発達の事実をもって就学免除が権利でないことを明らかにしている。もし就学免除をうける「権利」と教育をうける権利を等価的なものとして二者択一に迫ることがあるとすれば、その「判別」委員会全体が基本的人権獲得の歴史によって審判されていかなければならないであろう。憲法・教育基本法にてらしても運用違憲の疑いが濃厚となる。「判別」委員会活動はどこまでも教育をうける権利を無差別平等に保障し、保護者の就学義務を果さしていくことについて、政治や行政の義務を免除させないという責任を果たしていくものにならなければならない。³²⁾

2. 就学免除制の廃止について

就学免除の制度は義務教育制度が成立してくる過程で形成されてきたが、それは国策遂行という大義名分で国家教育権を実質化していく過程で強化されてきたものである。国内への抑圧と国外への侵略が一体化してすすめられた明治後半、昭和前半、それは日本資本主義成立にとって必

32) このこととかかわって問題になるのは、1971年6月15日に中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」の第1編第2章第2の7項「特殊教育の積極的な拡充整備」などが、さきに東京都教育委員会が指摘しているように、特殊教育の対象にもならない子どもたちを除外することを前提としているかどうかということである。坂田文相ら政府委員の見解はつぎのごとくである。「私は、やはり心身障害の子どもたちというのは、教育を受ける権利があるわけでございまして、われわれ行政をあずかる者としたしましては、できるだけそういうものをひろくとらえていくという方向で、すすまなければならない。かようにおもうわけでございます。——しかしながら——そのすべてが全部教育できるかどうか、むしろその判断といえますか、あるいは学問的な意味における限界をどこで定めるかというような問題について、まだ日本においてはそういう客観的な尺度も一面においては。こういうような点については、やはりアメリカその他の先進国のやり方等も十分に取り入れてやらなければならないのではなからうかというふうに考えております。」(1969年4月2日衆議院文教委員会斉藤「正」議員の質問にたいする坂田文部大臣の答弁から)

「私どもとしましては教育機会均等の立場から、——御指摘のように、23条の猶予とか、免除という規定は理想としてはないほうがよいと思っております。しかしながら、やむを得ない事情で猶予者なり免除者が決定されるということもやむを得ない事情だと思っております。」(1971年5月19日参議院内閣委員会岩間正男議員の質問にたいする政府委員の答弁から)

要な人間とそうでない人間を選抜していくしくみのひとつのあらわれでもあった。^{33)・3)}

清水らは就学免除の制度が確立してくる過程を、対象の概念の確立の過程、手続きの分化の過程、許可権限の体制側への集中化の過程、それが就学者にたいする規定の確立化の過程と対応していることを明らかにしている。この観点からみると、最近の傾向は教育から障害児を除外していつわりの「特殊教育」振興をすすめていく三度目の時期ではないかと危惧される面をもっている。

すなわち、明治後半への時期をみると就学義務から外される対象の概念の確立の過程には、①不就学対象が無規定の第一段階（明治5年学制）、②「事故」という末分化かつ包括的概念の第二段階（明治2年教育令）、③「事故」、「疾病」、「家計困窮」の三つに分化した第三段階（明治19年小学校令）、④「疾病」か「病弱・発育不完全」と「瘋癲白痴・不具廢失」に分化し、「貧窮」はこのこされたが、曖昧であった「事故」は消され、計三つに整理された第四段階（明治33年小学校令）という過程を経たという。対象概念の明確化は同時に就学猶予・免除手続きの分化の過程と対応していた。第二段階では猶予制だけであったが、第三段階で猶予・免除制となり、第四段階に入って、障害の重い児童は免除のみの被適用者として確定していった。他方「貧窮」は猶予または免除とされていたが国民学校令（昭和16年）に猶予のみの被適用者とされていった。さらに不就学の対象や適用内容の分化は、同時にその手続きの厳格化、許可権限の体制側への集中化の過程と対応していた。第一段階での届出制から、しだいに認定が必要となり、ついに保護者の申立ての有無にかかわらず当局側の裁断で適用できるにいたっているという。しかもこの過程と同時に就学者にたいする規定、たとえば就学義務年限、修学認定方法、教育費負担などの確立化と対応する中で、それから排除し、相対的に公教育対象者との間に実質的権利侵害を拡大強化することになったという。

現在の義務教育制度における判別委員会が入学・入級審査委員会になっていく過程に同じ傾向がみられるのではないか。こんにち、就学免除制を廃止することは、義務教育制度に必要な人間と不必要な人間をつくって、教育を教育でないものにしていく誤りを防ぎ、障害児がゆきとどいた場で安心して教育をうけることができ、一人ひとりの人権を守ることによってみんなが民主的な主権者になっていくことであり、それは同時にその集団が集団としての権利を獲得し、集団的に民主的な主権者集団としての力量をまして発達していく道でもある。³⁴⁾

この主張は現実的基盤をもっている。国内法としては憲法・教育基本法・児童憲章の具体化であるし、国際法的な保障の方向としては世界人権宣言・児童の権利宣言・精神薄弱者の権利宣言、さらには教育上の差別待遇反対に関する条約、国際公教育会議の精神薄弱児に対する特殊教

33) わが国における就学猶予・免除制度の成立過程については、飯野節夫・清水寛・田中昌人「権利としての『障害児』教育の運動」（城丸章夫、船山謙次編「講座現代民主主義教育第5巻」）、青木書店、1969、186～224頁。田中昌人「発達保障の道を力強くすすもう」みんなのねがい第5号、1970年9月号、54～63頁を参照。

34) 全国障害者問題研究会「全障研第5回大会報告集」1972。を参照。

育についての勧告、教師の地位に関する勧告などを現実のものとしていくことでもある。

1960年に国連が採択した「教育上の差別待遇反対に関する条約」(Convention against Discrimination in Education) は、教育上の差別を意味するいかなる法令・行政命令をも廃止し、またいかなる行政慣例も停止することをもちこんで、特に就学の権利の保障を重視している。その精神をうけて同年に国際公教育会議は勧告第50号で「精神薄弱児に対する特殊教育について」41項目にわたって勧告し、特に就学について「⑤それを義務づけ、教育をあたえることは教育当局の不可避の義務であり、⑥この教育は修学年令を超過したときも継承されることが望ましく、⑦大きな財政支出を伴うとしても無償の教育をすべきであり、⑧寄宿費・交通費は公私にかかわらず補助金を出すべきである」と強調している。また1971年に国連の社会進歩のための委員会で協議され12月20日に採択された「精神薄弱者の権利宣言」では同一年令の他の国民とひとしく権利を保障すること、とくに教育や労働の権利は障害度の如何にかかわらず、自己の能力を最大限に発達させるために、たんに機会均等だけでなく、必要な医療や保護手段とともに保障されるべきことを強調している。京都や東京都でとりくまれましたことは国際法的な保障の方向でもあり、国政レベルでとくに行政的・財政的措置がなされていく必要のある問題なのである。このような裏づけを実現するとともに就学免除制を廃止することが必要である。それによって就学猶予制も就学への猶予であって就学免除への猶予でないものとなる。

この問題に関して、施設や家庭で教育がおこなわれているからそれでよいという意見がある。しかし、施設や家庭には現在教育はあっても教育権の保障はない。教育権の保障は義務教育無償制の原則に正しくねづくことである。施設や家庭の教育が正しく発展するためにも教育行政の教育権の保障への責任が果たされていくことがいま必要なのである。³⁵⁾

3. 「適正就学指導委員会」の設置を義務づける問題について

「判別」委員会は今まで通達と行政指導によって任意設置になっており、こんど計画設置がつかまろうとしている。その性格はさきにものべたように教育機関の設置義務と就学義務が実施されていないこともあり、選抜機関の性格を色濃く持たされている。堀尾のいう福祉国家——それは国家独占資本主義体制である——における「競争＝選抜の原則」から「競争＝選抜の原則」として選抜する側に力点が移されていく中で“資本の論理に従属する能力に応じて分類処遇を固定化し、実質的不平等を増大させる”機関のひとつになりかねない側面をもっている。³⁶⁾

しかし、国際法的保障の方向とも関連しつつ、あらゆる障害者団体で就学保障の問題が論議され、養護学校の義務設置、障害者をふくめた義務教育無償制度の早期完全実施が主張されてきている。1968年からは障害者団体が障害をこえて要求運動を強化する中でこの問題が一致点のひとつ

35) 現在、特殊学校教育費は不十分であっても1968年会計年度で生徒1人あたり624858円を使っている。(文部省、「地方教育費の調査報告書——昭和43年会計年度——」, 文部省, 1971, 72~75頁参照)。1970会計年度東京都では100万円をこえたという。ところが就学免除児にたいする義務教育費の支出はゼロである。

36) 堀尾輝久「現代教育の思想と構造」, 岩波書店, 1971, 203~267頁。

つになっている。³⁷⁾それがさらに各団体へもちかえられて、メリトクラシーの原則でなく無差別平等の原則が深められている。とくに最近是全国段階でけだなく、各県の教職員組合の運動方針でも組合の民主的強化とともに積極的にとりあげられるようになってきた。それは産業革命以後、労働者階級のたたかいの中で義務教育制度が成立していった過程と共通した側面をもちつつ、いわゆる資本主義的能力主義を集団主義思想によって克服することによって、教育基本権を内実化したより前進した義務教育無償制度の政策と教育実践を生みつつある。³⁸⁾「労働者階級の権利の獲得が障害者の権利保障の基盤をつくり、障害者の権利の獲得が労働者階級の権利の拡充を実現していく」ことが集団主義のモラルにもとづいて全面発達を保障していくあゆみとしてすすみつつあるとき、「判別」委員会活動を民主的に改革強化していくことは現実に可能である。

その活動はたんに就学免除を形式的になくし、学籍をだしていく手続をさせるだけにとどまらない。京都府と京都市が1971年度に森永ひ素ミルク中毒被災児にたいして無料精密検診をし、権利保障の観点から報告書で示したように、³⁹⁾障害児医療の無料化と義務教育無償制の拡充の機会として就学前にゆきとどいた教育医学的健診と適正就学指導をすることへのとりくみを意味する。当然、家族とうけとめる教職員の健康診断をし、そこに必要な社会保障の実現を追求していく。

各自治体は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の方向で適正就学保障のための実態調査、教育研究をしていくことはできる。たとえば県段階での判別委員会活動は市町村のその補完をする機関であるだけでなく、県下の市町村段階で把握している実態を掌握したうえで、個々の市町村段階だけでは判断しえない問題にたいして行政と関係者の間で協議・交渉をし、自主

37) たとえば障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会でまとめた1971年度の「障害者の生活と権利を守るための統一要求」をみると「3. 障害児の教育を振興するために」としてつぎの19項目があがっている。

(1) すべての障害児が教育をうけることができるように義務教育制度の政令を制定してください。「精神薄弱児」、肢体不自由児、病弱虚弱児、弱視児、難聴児等の養護学校、特殊学級を義務設置してください。(2) 障害児学校の幼稚部、高等部を義務設置してください。(3) 幼児教育を充実するためすべての障害児学校に幼稚部を併設し、校舎建築費、教材費等は義務教育なみに国庫補助してください。(4) 高等部の教育を充実するため、すべての障害児学校に普通学科を必置し、さらに職業学科を充実してください。また校舎建築費等は義務制なみ国庫補助してください。(5) 障害児学校の設置基準を制定し、施設設備の充実をはかってください。(6) 体育館、講堂、プール等を整備し、障害に応じた教育（直観教室、聴力測定室、聴能訓練室、言語治療室等）を整備してください。(7) 寄宿舎の構造を改良し、重症児も入舎できるようにし、なお防災建築にしてください。(8) スクールバスをすべての障害児学校に配置してください。(9) 学校給食施設設備費を全額国庫負担にしてください。(10) 教材費の積算単価を引上げ特に独自の教材を購入できるよう制限を撤廃してください。又盲学校には点字印刷機を完備してください。(11) 理科教育振興法、産業教育振興法、学校図書館法に対する国庫補助金を増額するとともに障害児学校への適用拡大をはかってください。(12) 寄宿舎関係予算を別枠配当してください。(13) すべての障害児学校に幼稚部から高等部まで重複障害児学級を必置してください。(14) 障害者の高校、大学進学差別を除去してください。(15) 就学奨励法を改正し、費目の追加、段階区分の撤廃をはかってください。(16) 教育費の父母負担を軽減し、とくに地方財政法上盲・小分科会ろう・養護学校を差別している条項を改正してください。(17) 障害児も学校にいけるし父母も働けるように介助職員を必置してください。(18) 障害者の要求にこたえ成人学校を開校してください。(19) 重度障害児の就学を保障するため、訪問教育制度を拡充してください。

38) 日教組特殊学校部「日教組特殊学校部総会決定事項集」1971。および「日教組第21次・日高教第17次全国教育研究集会第21分科会『障害児教育』基調報告」1972。参照。

39) 京都府森永ひ素ミルク中毒被災児追跡調査委員会「京都における森永ひ素ミルク中毒被災児の現状とその対策」1972、京都府・京都市。

的研究活動の援助をしつつ、教育政策・教育活動の新しい発展を実現させていく任務があるはずである。市町村段階で養護学校が建設しにくいばあい、県段階で建設していくときにはこれまで教育をうけることができなかった子どもたちを、地域との関係をつけつつどのようにうけとめていけばよいかについて、条件整備や教育内容についての助言がおこなえなければならない。1967年に住民基本台帳法施行令が制定され、学校教育法施行令第1条第2項、第2条によって学齢簿の作成が従来は保護者から教育委員会への届出にもとづいておこなわれていたのが、学令児童・生徒等の住所地の変更にもなう市町村長の通知によって作成され、さらに何らかの事由で住民基本台帳に記載されていないものについても、義務教育の完全実施という観点から学令簿を編制することになった。これらの事務をおこなうことは教育委員会および校長の義務とされているのであって、これを権利保障の事務にしていくことが必要である。⁴⁰⁾

就学免除をなくすことは学校教育と内的に結合したいわば社会教育活動の開始である。社会発展の現段階では、義務教育では全員を、就学前および後期中等教育では希望者の全員就学を、大学受験の門戸を閉ざさないことを最低の義務として保障する任務を果しつつこれらにとりくんでいくことである。これまでの「社会性がついたら学校へいれてあげます」という論法は父母の「社会性をつけるために学校が必要なのです」という要求を正しく組織し、適正就学指導という方向でうけとめることにかえられるときがきたと考える。

Ⅵ 今後の研究課題

1. 盲・聾・養護学校、特殊学級においては、判別と適正就学指導がどのようにおこなわれているか。
2. 在宅・医療機関・児童福祉施設などの不就学児の実態と義務教育保障の要求はどうか。
3. 障害の重い子どもたちの発達保障に関する実践研究からどのようなことが理論的に再構成されるか。
4. 障害児の義務教育無償制早期完全実施とそのための行政的・財政的措置はどのようにしていったらよいか。
5. 労働行政が障害者問題の改善にどのようにとりくむならば、たとえば企業等の教育内容にたいする不当な干渉をやめさせることなどができるか。
6. 普通教育の中で「障害者問題」をどのように学習していくか。
7. 就学免除をなくし、必要かつ適切な教育を保障する適正就学指導活動について諸外国ではどのようにとりくんでいるか。

これらを明らかにし、すべての国民が民主的な主権者になっていく出発点のひとつとして、就学保障における無差別平等の原則を教育改革の中に確立させるための研究をつよめることが、当面の課題である。

40) 辻村哲夫「就学事務の実際」教育委員会月報 No.255 (1971年11月号). 48~56頁. 参照.

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

参考資料 各教育委員会からアンケート以外に送付された資料は次のごとくである。

府 県	市 区	資 料 名
青 森	八 戸	八戸市特殊学級児童生徒判別委員会：1969 中央判定委員会だより 創刊号 八戸市特殊学級児童生徒判定委員会：1969 中央判定委員会だより 第2号
群 馬	伊勢崎	伊勢崎市：1967 伊勢崎市小学校特殊学級、養護学校入級入校審査委員会規則 伊勢崎市：1969 伊勢崎市特殊学級、養護学校入級入校審査委員会報告書 伊勢市：伊勢崎市小学校特殊学級、養護学校入級入校審査委員会候補者選定基準 伊勢崎市：伊勢崎市特殊学級、養護学校入級入校審査委員会年間計画
	太 田	太田市教育委員会：太田市小学校特殊学級入級児童の選定及び入級手続 太田市教育委員会：特殊学級入級願（養護学校入学願）願書
	桐 生	桐生市心身障害児判別委員会：1970 判別委員会機構
	館 林	館林市教育委員会：1966 館林市特殊学級・養護学校入級入学者判別に関する規則 館林市教育委員会：精神薄弱児の判別ならびに就学指導資料
	富 岡	富岡市特殊教育研究推進協議会：1970 富岡市特殊教育研究推進計画
	沼 田	沼田市教育委員会：1970 沼田市小中学校心身障害児判別委員会規則 沼田市教育委員会：特殊学級入級調査委員会規程 沼田市教育委員会：特殊学級入級調査票
埼 玉		埼玉県教育委員会：1969 判別と就学指導——精神薄弱特殊学級設置を中心として
東京都		心身障害者（児）対策プロジェクトチーム：1969心身障害者（児）対策 東京都教育委員会：1969 東京都の教育行政の課題 東京都教育委員会：1970 特殊教育の推進——東京都指定特殊教育推進地区報告書—— 東京都教育委員会：1971 公立小・中学校特殊学級認可状況 東京都教育委員会：1971 東京の教育 第24号—特集 心身障害児の教育— 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1969 特殊教育通信 No11 特殊学級振興（Ⅱ） 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1969 特殊教育通信 No12 不就学（猶予・免除）対策（Ⅰ） 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No13 情緒障害教育 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No14 在宅重度障害児のための訪問教育制度 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No16 特殊学級振興促進資料（Ⅲ）

京 都 大 学 教 育 学 部 紀 要 XVIII

		東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No17 特殊学級振興促進資料（Ⅳ） 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No18 45年度特殊教育予算（Ⅱ） 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No19 特殊教育振興資料特集号 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1970 特殊教育通信 No20 特殊教育振興資料特集号 東京都教育庁学務部学務課特殊学校係：1971 特殊教育通信 No22 心身障害児の教育 東京都教育委員会教育庁指導部：1971 特殊教育関係資料 特殊教育調査研究会（都立学校整備委員会）：1971 重度重複障害児の教育について（報告） 都職労民生局支部自治研推進委員会：1971 社会福祉の前進のために—民生局 支部 自治研機関誌— 病虚弱教育整備協議会：1971 部における病弱教育のあり方について（報告）
東 京	小 平	小平市教育委員会：1968 この子をすこやかに——特殊学級のしおり—— 小平市特殊教育運営委員会：1962 小平市特殊教育運営委員会要項 小平市特殊教育運営委員会：1970 小平市特殊教育運営委員会計画（案） 小平市特殊教育運営委員会：判別資料カード
	世田谷区	世田谷区教育委員会・世田谷区特殊学級入級委員会：1970 特殊学級（精神薄弱）入級判別基準その他
	日 野	日野市教育委員会：日野市立小中学校特殊学級入級要綱 日野市教育委員会：1969 ひかりのなかをあゆもう——特殊学級入級のすすめ—— 日野市教育委員会：1970 心身障害児の判別の手引き 日野市教育委員会：1970 日野の教育 特集 新しい時代の教育 日野市小中学校特殊学級入級選考委員会：児童生徒調査表（特殊学級入級希望者用） 東京都特殊教育推進地区：学級における心身障害児選別の手引き
新 潟		新潟県精神衛生センター：1969 就学免除児童の実態調査 新潟県心身障害児判別指導協議会：新潟県心身障害児判別指導協議会運営計画
富 山		富山県教育委員会富山県心身障害児判別委員会：1967 富山県心身障害児判別基準 富山県教育委員会・富山県心身障害児判別委員会：判別個人記録票（1）（2）（3）（4）（5） 富山県心身障害児判別委員会：1968 富山県心身障害児判別委員会設置要綱 富山県心身障害児判別委員会：1968 富山県心身障害児判別委員会運営要項
	小矢部	小矢部市心身障害児判別委員会：1969 小矢部市心身障害児判別委員会設置要綱 小矢部市心身障害児判別委員会：1969 小矢部市心身障害児判別委員会運営要項案 小矢部市心身障害児判別委員会：判別個人記録票

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

富 山	高 岡	高岡市教育委員会：1968 高岡市立適正就学判定委員会規則 高岡市教育委員会：1970 昭和45年度研究紀要
	富 山	富山市心身障害児判別委員会：1969 富山市心身障害児判別委員会設置要綱 富山市心身障害児判別委員会：特殊学級入級のすすめ 富山市教育委員会：1970 どの子どもみんなしあわせを
石 川		石川県心身障害児判定委員会：判別個人記録票 石川県心身障害児判定委員会：石川県心身障害児判定委員会規約 石川県心身障害児判定委員会：石川県心身障害児判定委員会運営要項
福 井		福井県教育委員会・福井県心身障害児判別委員会：1967 福井県心身障害児判別委員会規約 福井県教育委員会・福井県心身障害児判別委員会：1967 心身に障害をもつ子どものしあわせのために 福井県教育委員会：1970 精神薄弱児行動観察の手びき 福井県教育委員会：1970 福井特殊教育推進センター設置要綱 福井県教育委員会・福井県特殊教育研究連盟：1970 福井県特殊教育要覧
愛 知		愛知県教育委員会：1969 特殊教育資料
滋 賀		滋賀県心身障害児判別会議：滋賀県心身障害児判別会議規約（判別個人記録票を含む）
	大 津	大津市中心身障害児教育推進委員会：昭和44年度 事業報告 大津市中心身障害児教育推進委員会：大津市中心身障害児教育推進委員会規約
京 都		京都府教育委員会：1970 教育展望指導の重点と施策 No.103 京都府教育研究所：1970 就学猶予免措置児童の実態と就学後の発達保障に関する調査と研究 ——市内3学園山城地方のばあい—— 京都府教育研究所：1971 学校を休むこども 教育相談活動報告第4集 京都府教育研究所：1971 教育研究 第44号 障害児の発達保障とその指導に関する基礎的研究（Ⅱ）
京 都	綾 部	綾部市教育委員会・綾部小学校言語治療教室：言語障害児をもつ学級担任のために 綾部市教育委員会・綾部小学校言語治療教室：ことばの学習教室案内書 綾部市教育委員会・綾部小学校言語治療教室：各種個人記録票
	福知山	福知山市特殊学級入級判別委員会：1968 福知山市特殊学級入級判別委員会規約 福知山市適正就学推進委員会：1970 福知山市適正就学推進委員会規約 福知山市適正就学推進委員会：心身障害児判定適正就学指導について（個人記録票を含む） 福知山市言語治療教室入級選定委員会：福知山市言語治療教室入級選定委員会規約

京 都 大 学 教 育 学 部 紀 要 XVIII

	宮 津	与謝地方心身障害児適正就学指導委員会：1969 与謝地方心身障害児適正就学指導委員会規約
大 阪		大阪府下教育研究所連盟：1968 特殊教育の振興に関する研究——心身障害児の判別と就学措置について—— 大阪府下教育研究所連盟：1968 特殊教育の振興に関する研究 東大阪市教育研究所：1971 研究紀要第54号障害児の教育権を保障していく教育実践と教師の役割——差別意識の変革と教師集団づくり—— 東大阪市教育研究所：1971 研究紀要第55号情緒障害児教育シリーズ(1)情緒障害児の概念規定と実態をめぐる問題——医学、心理学、行政、教育実践の立場から——
	泉佐野	泉佐野市教育委員会：昭和43年度就学猶予者の就学について
	貝 塚	貝塚市教育委員会：貝塚市特殊学級委員会規則 貝塚市特殊学級入級判定委員会：精神薄弱児入級判定基準（案） 貝塚市特殊学級入級判定委員会：特殊学級入級判定申請書（個人記録票を含む）
	吹 田	吹田市心身障害児判別委員会：1967 吹田市心身障害児判別委員会会則
	枚 方	枚方市教育委員会：枚方市心身障害児判定委員会規則 枚方市教育委員会：枚方市心身障害児判定委員会昭和45年度活動計画 枚方市心身障害児判定委員会：昭和45年度委託研究事業収支予算書 枚方市心身障害児判定委員会：判定のための個人カード
兵 庫	芦 屋	芦屋市教育委員会：1968 芦屋市心身障害児判別委員会（内規） 芦屋市教育委員会：心身障害判別相談申込書 芦屋市教育委員会：判別通知書
	州 本	州市特殊学級入級判別委員会：1969 州市特殊学級入級判別委員会規程 州市特殊学級入級判別委員会：委嘱状（判別委員会委員） 州市特殊学級入級判別委員会：入級勧誘について父兄との対話（資料） 州市特殊学級入級判別委員会：判別個人記録
	龍 野	龍野市教育委員会：心身障害児適正判定調書
奈 良	御 所	御所市特殊学級児童生徒判定委員会：1969 御所市特殊学級児童生徒判定委員会設置要綱 御所市特殊学級児童生徒判定委員会：個人記録
徳 島		徳島県心身障害児判定委員会：1968 徳島県心身障害児判定委員会設置要綱 徳島県心身障害児判定委員会：徳島県心身障害児判定委員会運営要綱

田中：障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究

		徳島県心身障害児判定委員会：心身障害児判定申請書
香 川		香川県教育委員会：心身障害児判別実施について（通知） 香川県心身障害児判定委員会：1969 香川県心身障害児判定委員会規約 香川県心身障害児判定委員会：児童生徒調査票 香川県心身障害児判定委員会：心身障害児判別依頼書
	観音寺	観音寺市教育委員会：1970 三豊地区心身障害児判別委員会規約（案） 観音寺市教育委員会：児童・生徒調査票
	坂 出	坂出市精神薄弱判定委員会：1970 坂出市精神薄弱判定委員会規約 坂出市精神薄弱判定委員会：児童・生徒教育相談記録（表）
大 分	臼 杵	臼杵市精神薄弱児就学指導委員会：1968 臼杵市精神薄弱児就学指導委員会規程
	大 分	大分市教育委員会：教育相談調査票 その他
	杵 築	杵築市心身障害児判別就学促進委員会：1969 杵築市心身障害児判別就学促進委員会会則 杵築市教育委員会：児童生徒個人票その他
	佐 伯	佐伯市心身障害児判別委員会：1969 佐伯市心身障害児判別委員会会則（案）
	竹 田	竹田市心身障害児就学促進協議会：1970 竹田市心身障害児就学促進協議会規約 その他
	中 津	中津市就学指導委員会：1969 中津市就学指導委員会会則 中津市就学指導委員会：1970 昭和45年度中津市就学指導委員会
	別 府	別府市精神薄弱児教育問題協議会：1968 別府市精神薄弱児教育問題協議会
鹿児島	阿久根	阿久根市精神薄弱児判別委員会：1968 阿久根市精神薄弱児判別委員会要領 阿久根市精神薄弱児判別委員会：1969 昭和44年度阿久根市内特殊学級入級判別業務についての概要
	大 口	大口市教育委員会：1968 大口市小中学校特殊学級入級規則 大口市小中学校特殊学級入級審査委員会：1968 大口市小中学校特殊学級入級審査委員会条例 その他
	鹿児島	鹿児島市教育委員会：1967 特殊学級入級のすすめ 鹿児島市教育委員会、鹿児島市特殊教育部会：1969 特殊教育資料——心身障害児の判別を中心として——
	鹿 屋	鹿屋市教育委員会：鹿屋市心障害身児判別カードその他

	西之表	西之表市精神薄弱者判別委員会：西之表市精神薄弱者判別委員会判別要項
文部省		文部省初等中等教育局特殊教育課：1966 心身障害児の判別と就学指導（昭和41年度講習会テキスト） 文部省初等中等教育局特殊教育課：1968 特殊教育資料 文部省初等中等教育局特殊教育課：1971 特殊教育資料 文部省初等中等教育局特殊教育課：1970 特殊教育関係法令通達集

付：本報告をまとめるにあたって、調査にたいして多大の協力をよせられた各教育委員会の方々にお礼を申し上げます。と同時に、一日も早く就学できる日の来ることを願って待ち続けている子どもたちの期待に応えていく努力をさらに続けていくことを期する次第です。

なお、本報告の計画にあたっては本学部の鯨坂二夫教授・高瀬常男助教授の援助と、1970年度文部省科学研究費試験研究「心理療法の効果判定に関する実証的研究」（代表者倉石精一教授）の分担助成を受けましたことを報告し、ともに感謝の意を表します。